

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 19 年 3 月 8 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木(勝) 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、佐々木勝利委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市国民保護計画の策定について」

(総務)白澤主幹

小樽市国民保護計画の策定について報告いたします。

初めに、小樽市国民保護計画の策定経過について報告します。

小樽市国民保護計画策定の目的ですが、市内及び周辺において武力攻撃やテロなどの事態が発生した場合に、国の指示に基づき小樽市国民保護対策本部を設置し、各関係機関と連携の下に、住民の避難誘導や救援などや国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、万全を期す必要があることから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第35条に基づき策定するものであります。

策定の手順についてですが、昨年第1回定例会で小樽市国民保護協議会条例を制定し、同年5月25日に第1回の小樽市国民保護協議会を開催し、小樽市国民保護計画策定に関して市の方針を説明するとともに、小樽市国民保護計画の策定について協議会へ諮問をいたしました。

その後、協議会を2回開催して、小樽市国民保護計画の素案について審議いただき、決定をいたしました。また、この間、9月11日から10月10日まで1か月の期間を設け、小樽市国民保護計画(素案)を一般公開して、素案に対する市民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを行ったところです。11月からは北海道と計画素案について事前協議を行い、本年2月15日に事前協議を終えました。これを受けて、2月21日に第4回の協議会を開催し、小樽市国民保護計画案について承認を受けるとともに、協議会から市へ答申をいただいたところです。その後、計画案について北海道と正式協議を行い、3月5日付けで北海道より正式協議終了の通知を受け、小樽市国民保護計画が確定したことから、このたび市議会に報告するものです。

次に、小樽市国民保護計画の概要につきまして、簡単に説明いたします。

計画は5編で構成しており、第1編の総論では、市の責務、計画の位置づけや国民保護措置に関する基本方針、市の地理的・社会的特徴、国民保護計画が対象とする事態などについて定めております。

第2編では平素から備えや予防として、組織体制の整備、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関すること、物資・資材の備蓄などについて定めております。

第3編では、武力攻撃事態等への対処として、初動体制の確立や市対策本部の設置、関係機関との連携、避難住民の誘導や救援、武力攻撃災害への対処などについて定めております。

第4編では、武力攻撃災害の復旧について、第5編では原子力発電設備の破壊や航空機による自爆テロなど、武力攻撃事態に準ずる緊急対処事態について定めております。

この計画が発動しなければならない事態が起こることのないように願っておりますが、市には市民の安全・安心が脅かされるどのような事態に対しても、市民の生命、身体及び財産を守る責務があることから、万が一の武力攻撃事態等においては、この保護計画に基づき事態の対処に万全を期してまいりたいと考えております。

委員長

「財政健全化計画(一般会計分)について」

「公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算について」

(財政) 財政課長

財政健全化計画 (一般会計分) 及び公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算について報告いたします。

初めに、財政健全化計画及び公債費負担適正化計画の策定に至った経緯について説明します。

平成18年度から地方債は許可制から協議制に移りましたが、従前どおりの許可対象となる団体の基準が示されております。普通会計において、一つ目は臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模に対する赤字比率が、一定の割合以上となった団体は、原則として7年度以内に該当赤字額を解消するための財政健全化計画を策定し、その内容、実施状況等を勸案の上、許可がなされることとなりました。小樽市の場合、平成17年度決算の累積赤字額が約14億900万円でありますことから、この基準に該当し、累積赤字を平成18年度を初年度として7年度以内に解消する計画の策定が必要となりました。

二つ目は、実質公債費比率が3か年平均で18パーセント以上の団体は、原則として7年度以内に当該比率の適正化を図るための公債費負担適正化計画を策定し、その内容、実施状況等を勸案し、許可がなされることとなりました。小樽市の場合、平成15年度から17年度の3か年平均で19.2パーセントでありますことから、この基準に該当し、平成18年度を初年度として、期間内に実質公債費比率を早期是正する計画の策定が必要になったところでございます。

それでは、財政健全化計画について説明いたします。

今回示しております財政健全化計画 (一般会計分) で説明いたします。

道の方へ提出する財政健全化計画は、冒頭でも説明しましたとおり、普通会計ベースで策定し、報告するものですが、小樽市の普通会計は住宅事業特別会計、土地取得事業特別会計、産業廃棄物処理事業特別会計を加えたものであり、これらの会計を合算した数字となりますと、当初予算と補正予算、さらに決算の数値それぞれが、一般会計とか住宅事業特別会計など会計別になっておりますことから、説明が複雑になりますので、小樽市の本体をなす一般会計分として資料を作成し、示したところでございます。

それでは、表の方に従って説明させていただきます。

主な前提条件を基に、歳入歳出について説明させていただきますが、平成18年度は決算見込みで策定しております。平成19年度の欄につきましては、第2回定例会補正予算で予定されている事業も見込みで計上してございます。さらに平成20年度以降につきましては、主な前提条件のところを書いてありますが、この条件を基に策定しております。

それでは、財政健全化計画 (一般会計分) の資料に従い、主なものについて説明させていただきます。

歳入におきましては、平成19年度は地方税は定率減税の廃止とか、市民税のプラスになるという平成19年度から適用となる税制改正分、平成20年度以降につきましては、人口減少による減をここでは見てございます。さらに、固定資産・都市計画税におきましては、新築家屋の増分、それから3年ごとの評価替えによる減分を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、財政健全化計画 (一般会計分) の地方債の欄の臨時財政対策債がございまして、これを含めまして毎年度1パーセント減を基本としております。さらに、地方交付税の中に普通交付税というものがございます。普通交付税につきましては、銀行による算定が多く影響を受けますことから、5年ごとの国勢調査が行われる翌年度に実施されますので、この表でいきますと、平成23年度で3パーセントの減を見てございます。

それから次に、諸収入につきましては、一般会計と国民健康保険事業特別会計、融雪施設設置資金貸付事業特別会計及び病院事業会計の会計間で行われておりました会計処理を平成18年度で見直したことによりまして、平成19年度の数値が大きく減少しているところでございます。

地方債につきましては臨時財政対策債、退職手当債、公的資金借換債及び一定の建設事業に係る市債をここで見

込んでおります。退職手当債につきましては、財政再建推進プラン実施計画の方では、平成19年度から21年度までの3か年で見込んでおりましたが、今回示しています財政健全化計画では、平成18年度から24年度までの7か年で見込んでおります。

次に、歳出につきましては、人件費では、職員数を平成19年度から21年度までは消防士などの職種を除き不補充としてございます。さらに平成22年度からは現業職を除く退職者の半数程度を補充し、新規採用を見込んでございます。給与につきましては、平成19年度から地域負担格差相当額の4.8パーセントを含む約10パーセントの削減を見込んでおります。特別職の給与、管理職手当は、平成18年度削減を継続して見込んでおります。

扶助費につきましては、原則、現在御審議をいただいております平成19年度予算をベースに、毎年度1.5億円増額と見込んでおります。

普通建設事業費につきましては、平成19年度の予算をベースに算定し、見込んでございます。

投資及び出資金、貸付金は、先ほど歳入の方の諸収入のところでも説明しましたが、一般会計と国民健康保険事業特別会計、融雪施設設置資金貸付事業特別会計及び病院事業会計との間の会計処理を平成18年度で見直したことから、平成19年度の数値が大きく減少しております。

繰出金につきましては、病院事業会計に対し、平成19年度から23年度までの5か年間で44億円の不良債務解消分を見込んでおります。繰出金の指数として病院事業会計に対する繰出金を参考に記載しております。

このような前提条件の下、歳入歳出額を見込んだ結果、歳入合計 から歳出合計 を差し引いた単年度収支 は、平成18年度が決算見込みとして収支ゼロ、平成19年度が収支均衡予算を組んでおりますので収支ゼロ、平成20年度も収支ゼロで見込んでおります。平成21年度以降につきましては、平成21年度が4億200万円、平成22年度が2億9,100万円、平成23年度が1億3,600万円。それで、財政健全化計画（一般会計分）の最終年度であります7年度目の平成24年度が6億1,800万円の黒字と見込んだところでございます。

累積収支 になりますが、単年度収支の累積額を記載しております。平成18年度から20年度までが、平成17年度の累積赤字額14億900万円を引き継ぐ形となっております。平成21年度からは単年度収支の黒字を見込んだことから累積赤字が減少し、財政健全化計画の最終年度であります7年度目の平成24年度で累積赤字額を解消いたしまして、3,900万円の累積黒字と見込みました。

財政健全化計画（一般会計分）の説明は以上でございます。

続きまして、公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算について説明させていただきます。

道に提出する公債費負担適正化計画は、小樽市が財政健全化計画と公債費負担適正化計画の二つの計画の基準に該当してしまいまして、両方策定団体になってしまいました。それで、公債費負担適正化計画も普通会計ベースで策定することから、道には、本体の財政健全化計画の中に組み込んで策定し、提出することになります。基準がございまして、その基準がどうなるかということで、今回実質公債費比率の積算ということで示したところでございます。

実質公債費比率は、先ほど冒頭でも説明しましたが、18パーセントを超えている団体について策定することとなっております。今回の公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算につきましては、先ほど説明させていただきました財政健全化計画（一般会計分）において計上してございます事業を基に、新規発行の市債分をこの中で見込んで策定しております。

それで、この資料につきましては、財政用語が多くて、理解しにくいということがございまして、公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算に用いた語句の概要説明ということで、追加で説明資料をつくらせてもらいました。それで、こちらの資料と公債費負担適正化計画における実質公債費比率の積算の両方を見ていただきたいのですが、まず、公債費充当一般財源 は説明資料に書かせていただいておりますとおり、学校、道路、公園、市営住宅などの整備のために借り入れた市債や、臨時財政対策債の元利償還金に充てた一般財源をここで計上して

おります。ただし、元利償還金に充てるために、住宅使用料など一部そういう特定財源も充てていますので、その分はここでは差し引いたもので計上しております。

それから、準ずる元利償還金。これが18年度から新たに入った要素でございます。準ずる元利償還金として、まず一つ目は、公営企業の元利償還金に対する普通会計からの繰入金。小樽市で言いますと病院の医療機器の購入とか、建物改修事業です。これらに対する元利償還金の普通会計からの繰入金が入っております。それから、水道事業であれば朝里ダムの建設、下水道事業であれば汚水管整備などの元利償還金に対する普通会計からの繰入金、これがこの中に入っております。

二つ目として、一部事務組合等の元利償還金に対する普通会計からの負担金としまして、石狩湾新港管理組合、北しりべし廃棄物処理広域連合に対する元利償還金。北しりべし廃棄物処理広域連合であれば、今、ごみ処理施設ができて、4月から本格稼働します。これに対する起債額の元利償還金に対する小樽市の負担分がここに入るわけでございます。

三つ目として、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものとしてごみ収集車、それから污泥吸引車の購入につきまして、北海道市町村備荒資金組合に年度払いのような形で支払っている経費がございます。当然、債務負担行為の議決をいただきまして払っているものでございます。これがここに入っております。

それから、社会福祉法人の特別養護老人ホームの建設などに対する利子補給とか、この分も債務負担行為の中で議決をいただいている中で、この利子補給分がこの準ずる元利償還金の の中に入っております。

それから、普通交付税算入額 ですが、ここにつきましては普通交付税の元利償還金、それから準ずる元利償還 ですが、そこに係る普通交付税の中で基準財政需要額というのを計算します。その中に元利償還金分を入れて計算します。その分がここで計上しております。

それから、標準財政規模 ですが、標準財政規模につきましては地方税、市税、地方譲与税、例を挙げますと、地方道路譲与税や道路の長さや幅、それと揮発油税を原資として譲与されるものがございます。それと自動車重量譲与税があり、これらがここに入っております。あと普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に入る一般財源がここに入っております。

それで、標準財政規模の定義は、一般的にこういう定義なのですが、今回この実質公債費比率の積算におきましては、数値の中で臨時財政対策債発行可能額、これは普通交付税の方から振りかえられた分がございます。それをこの臨時財政対策債発行可能額といいまして、この部分を加えた額で計算しなさいということになっておりまして、その金額も入っております。

これらの要素が公債費負担適正化計算における実質公債費比率の積算のつくりになってございます。それで、最終的に表の右下に積算を書かせてもらってございますが、これで計算しますと、右から2行目の欄がその年度の単年度の実質公債費比率でございます。平成17年度であれば19.5、平成18年度以降は見込みになりますけれども、平成18年度であれば、17.5、19年度以降は表に記載のとおりでございます。

それで、公債費負担適正化計画に使うときには、これの「3カ年平均」の数字を使います。それで、平成15年度から17年度まで3か年を足して3で割った数字が平成17年度の欄の19.2、これが昨年8月30日だったと記憶しておりますが、そのときに道が道内の市町村の実質公債費比率として公表した数字でございます。それから、平成18年度につきましては、平成16年度から18年度までの3か年の数値を足しまして3で割った数字、それが19.0になります。以下この表でつくってございます。

それで、先ほどございました基準とされます18パーセントを下回るということになる年度は平成20年度。20年度の決算の数字まで用いました平成18年度から20年度までの3か年平均が17.0ということで、ここまでが要は実質公債費比率として、公債費負担適正化計画をつくらなければならない基準でございます。

以上が、実質公債費比率の積算の説明でございます。

委員長

『「財政再建推進プラン実施計画」の収支試算等の見直しについて』

(財政) 中田主幹

『「財政再建推進プラン実施計画」の収支試算等の見直しについて』説明いたします。

お手元の配布資料をごらんください。財政再建推進プラン実施計画は、昨年 2 月に策定いたしました。その後いろいろございまして、このほど平成 19 年度当初予算案や、今ほど説明がございました北海道に提出する財政健全化計画、公債費負担適正化計画を踏まえまして、財政再建推進プラン実施計画の改善目標と収支試算の見直しを行いましたので、その内容を説明いたします。

まず、「1 収支試算に反映させた内容について」でございますけれども、(1) 平成 19 年度は収支均衡予算として編成いたしましたので、平成 19 年度の単年度収支をゼロと見込みました。

(2) 平成 20 年度から 21 年度までは、財政健全化計画の試算に合わせ、一般財源収入が平成 19 年度と比較いたしますと、平成 20 年度は 6.6 億円、平成 21 年度は 11.1 億円がそれぞれ減になるものと見込みました。

また、歳出では、新たな要素として病院事業会計の不良債務解消のため、繰出金が平成 20 年度には 10 億円、平成 21 年度には 11.5 億円増となると見込みました。

次に、「2 改善目標額について」ですが、グラフは各年度での累積赤字額を表しておりますが、現状の財政状況や財政健全化計画との整合をとり、改善目標ラインを、昨年 2 月の実施計画策定時に見込んでおりました太い点線から、今回太い実線に見直しを行ったところでございます。

年度別に説明いたしますと、実施計画策定時の昨年 2 月には、平成 17 年度は 20 億円の赤字となるものと見込んでおりましたが、決算で 14.1 億円となり、さらに 18 年度は退職手当債の借入れなどにより、また平成 19 年度は収支予算編成を編成いたしましたので、累積赤字額は、平成 19 年度まで 14.1 億円で推移するものと見込んでございます。また、平成 20 年度以降は財政健全化計画の収支と合わせ、平成 20 年度は 14.1 億円、平成 21 年度は 10.1 億円を目標と見込んでございます。

この目標を達成するために必要となる単年度の改善目標額を、各年度の累積赤字額の下に括弧書きで記載しております。グラフの実線の改善目標ラインを達成するためには、平成 20 年度には括弧書きの数字にございますように 57.3 億円、平成 21 年度には 64.5 億円の改善のための取組が必要となります。

なお、この単年度の改善目標額は、見ていただいている資料の右側の下の部分の参考にございますように、財政再建推進プランの策定時である平成 17 年度以降に、何の対策も行わなかった場合の現行収支と比較したものでございます。したがって、平成 20 年度の改善目標額は 57.3 億円ですが、平成 20 年度に向けて全く新たに 57.3 億円の対策をしていくというのではなく、平成 19 年度までに行ってきた取組の効果も含めての目標値となります。

次に、資料の右側の「財政再建推進プラン実施計画収支試算(一般財源ベース)について」ですが、一番上の表が現行の実施計画に記載されている現行収支でございます。

次の二つ目の表が見直し後の現行収支で、平成 19 年度には単年度収支をゼロと見込みました。平成 20 年度以降は、現行収支に、先ほど説明いたしました一般財源収入の減と病院繰出しの増を反映させたものでございます。

次の三つ目の表が、目標を達成するための対策とその金額を示しており、先ほどのグラフでありました単年度の改善目標額を達成するための対策の主な内容を示してございます。

四つ目の表が対策後の収支を示しており、グラフで言いますと、太い実線の改善目標ラインとなります。

各項目の説明は省略させていただきますが、本実施計画を着実に実行し、財政再建を進めてまいりたいと考えてございます。

委員長

「アーティスト・バンクにかかわる施設使用料の減免制度について」

(教育)生涯学習課長

アーティスト・バンクに係る施設使用料の減免制度について報告いたします。

昨年 7 月 1 日に施行となりました小樽市文化芸術振興条例に基づく登録アーティストに対する市の施設使用料減免制度につきまして、このたび減免基準を定めたところでございます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、対象施設でございますが、市民会館や市民センターをはじめとする 11 施設でございます。

次に、減免対象となる使用料であります。ホールや会議室などの基本使用料のみを対象とします。

減免対象となる活動と期間では、市内に在住する登録アーティストがみずから主催する発表会や展示会等として、営利目的での使用は対象といたしません。また、対象期間は開催期間のみといたします。

減免率でございますが、使用料合計額の 1 割とします。

なお、減免制度は本年 4 月 1 日から実施してまいります。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について順次説明願います。

「議案第 30 号、第 31 号及び第 37 号について」

(総務)総務課長

議案第 30 号小樽市建築審査会条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

地方自治法の一部改正により、特別職については現行の助役が副市長となり、収入役が廃止され、一般市における監査委員の定数が 2 人と法定化されます。また、吏員制度が廃止され、職員に一本化されるなどの改正が行われますので、建築審査会条例など関係する規定がある条例 7 本を一括して、所要の改正も含め一部改正するものであります。

なお、施行期日は監査委員条例の一部改正については公布の日、財産条例の一部改正については、地方自治法第 238 条の 4 の改正規定の施行の日、又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日、その他の条例の一部改正は平成 19 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 31 号小樽市副市長定数条例案について説明いたします。

同じく地方自治法の一部改正により、副市長の定数は条例で定めることとなりますので、定数を 1 人とする条例を新規制定するものであります。

なお、施行期日は平成 19 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 37 号小樽市銭函市民センター条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

学校教育法の一部改正により、盲学校、ろう学校、養護学校が特別支援学校に改正されますので、銭函市民センター条例など関係する規定がある条例 17 本を一括して、所要の改正も含め一部改正するものであります。

なお、施行期日は平成 19 年 4 月 1 日であります。

委員長

「議案第 41 号について」

(教育)室内水泳プール館長

議案第 41 号小樽市室内水泳プール条例を廃止する条例案について説明いたします。

小樽駅前第 3 ビル周辺地区市街地再開発事業につきましては、2 月 2 日に事業主体となる小樽駅前第 3 ビル周辺地区市街地再開発組合が設立され、実施設計策定後、本年 6 月下旬には、小樽駅前第 3 ビルの解体工事に着手する予定と説明を受けております。このため小樽市室内水泳プール条例を廃止するものであります。

これに伴いまして、交付済みの回数券の取扱いとして、平成 19 年 4 月 3 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に限り、手持ちの回数券の還付を受けることができるとともに、引き続き高島小学校温水プールを利用される方については、

平成20年 3 月31日までは使用できることとするものであります。

なお、施行期日については、解体期日が確定次第、規則で定めることとするものであります。

委員長

「議案第44号について」

菊地委員

議案第44号小樽市非核港湾条例案について提案説明いたします。

本会議場で古沢議員がかなり詳細に提案説明をしていますので、簡単に述べたいと思います。

2006年米軍艦船の日本の民間港への寄港は延べて28回に上りました。ソ連崩壊以降の過去16年間で最も多くなっています。2005年度と比較しても11回も増えています。米空母キティホークが6年ぶりに小樽港へ寄港したことも特徴的なこととされています。

こういった一連の米軍艦船の寄港は、米軍再編の日米合意の計画先取りとの感がぬぐえません。本会議場での提案でも触れましたが、市民の安全と平和、財産を守る立場で、非核を求める姿勢を明らかにする非核港湾条例案を制定し、平和都市宣言25年目に当たり、その決意を実効あるものにしていこうではありませんか。

以上のとおり、提案をします。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

財政再建推進プラン実施計画の収支試算の見直しについて

まず、専門的な用語をいろいろ含めた財政再建推進プラン実施計画の収支試算の見直しについてお尋ねします。

これは平成18年度に出されました財政再建推進プラン実施計画の収支試算の見直しですけれども、平成18年度に出されました一般財源ベースの平成21年度までの実施計画収支で、累計で108億6,000万円というふうになっていますが、それがこのたび見直された項では、平成18年度につくったときのベースと比較して、累計としては167億8,000万円になるというふうに計算されると思うのですが、それでよろしいですか。

(財政) 中田主幹

前回の財政再建推進プラン実施計画の段階で、現状で何もしなかった場合の平成21年度の累積赤字は142.5億円でございます。今回で言いますと、何もしなかった場合の累積の赤字が平成21年度でどうなるかということを説明いたしますと、資料の右側の2段目の表にございます、見直し後の平成19年度予算案を踏まえた修正のところの累積の前の数字のマイナス131.9億円となります。

ただ、これは先ほども説明いたしましたけれども、平成17年度以降の対策を全く何もせず、平成20年度、21年度で赤字が出た分を累計した形の数値でございます。

菊地委員

改善目標の対策として出されていた表がありますが、Bというふうにかかれた方、ここで言っている108億円というのは、これについて説明してください。

(財政) 中田主幹

ふだん実施計画の改善目標値の置き方が複雑というかわかりにくいのですけれども、一応ゼロに置いているところが、平成17年度の財政再建推進プランの本体をつくったときのベースで、何も対策をしなかったことを基準にしてございます。そういう意味で、今の菊地委員の御指摘の前の財政再建推進プラン実施計画での対策目標の108

億円が、今回は、特に改善目標の表の一番右下にございます121.8億円に置きかわります。

ただ、これは今説明しましたように、何もなかった場合との比較ですので、例えば、5,000万円の委託事業があったとします。それを平成18年度に1,000万円にし、4,000万円を下げることを考えますと、この改善目標の数値の置き方といたしましては、平成18年度、19年度、20年度、21年度、いずれも18年度に行った4,000万円の数値がここに計上されるという、そういうような形の改善目標のとらえ方になってございますので、先ほど説明したように、この数値は新たに取組むという数値でございませぬので、非常に誤解を与えるような形になるかもしれませんけれども、この計画をそういう形でつくってきたものですから、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

菊地委員

私が理解していたのは、この108億円が平成18年度で1億円の財政効果が上がるということで、ベースにした108億円です。平成19年度では46億円財政効果を上げる。そして、平成20年度では57億3,000万円、21年度で64億5,000万円というふうに財政効果を上げていったときに、平成18年度の一般財源ベースと比べると、累計では167億8,000万円というふうになりまして、この平成18年度の計画をつくったときと比べると、さらに59億6,000万円の財政効果を上げるという計画になっているというふうに理解しているのですけれども、それは正しいですか。

(財政)中田主幹

単純に説明いたしますと、今の表に平成19年度で46億円の財政効果を上げる取組を行いましたというふうに記載させていただいています。平成20年度では57.3億円の取組をしなければなりませんというふうに書いてございます。これは57.3億円が新たにではなくて、この46億円の効果も入ってございますので、単純にはいかないのですけれども、本当に単純に考えますと、57.3億円から46億円を引いた11.3億円、これが来年度に向けて新たに取組まなければならないような目標値ということになります。ベースを平成17年度に何もなかったことに置いているものですから、一概にはそう言えないのですけれども、本当に概算的に言いますと、そういうつくりの数値になってございます。

菊地委員

そうすると、これはまた私の理解の間違っているところなのかと思うのですが、新たに平成18年度の一般財源ベースの財政効果額と、単純に私が先ほど言った平成19年度、今回、収支見直しで累計として効果額を上げようとしたその差額59億6,000万円を新たに生み出さなければならないということではないのですか。

(財政)中田主幹

そういうことではございませぬで、これが平成19年度、20年度、21年度で、この効果が累積していくというふうに考えていただいた方が一番わかりやすいと思います。ですから、この実施計画の期間で、最終的に全部で121億円の効果を上げるという形でとらえていただければというふうに思います。

この期間で、ちょっと私は言い方を間違えました。64.5億円のその効果を累積で上げていく。そして、この累計の121億円というのは、それをさらに足した数字ですので、すごく大きくなりますけれども、それはちょっとあまり関係ないような感じの数字になります。

菊地委員

そうすると、平成18年度につくった計画と、平成19年度の今示された実施計画の収支試算の単純な効果額の差とありますが、それは幾らになるのか、そういうふうに最初に聞いた方が非常にわかりやすいかと思えます。

(財政)中田主幹

平成21年度のところの64.5億円が、結局最終的な目標というふうにとらえていただいて結構だと思います。それが前回の実施計画、昨年の2月の実施計画が38億円でございましたので、その64.5億円から38億円引きました26.5億円が一般財源収入の減になったことと、それと病院事業会計への繰出しの増になったことが、主な要因で取組を

しなければならぬ部分が増えたという形で考えていただければと思います。

菊地委員

何となく少しずつわかってきました。それと、この26.5億円の中の21億5,000万円は病院の部分なのですね。単純にそうなのですか。

(財政)中田主幹

病院の部分で言いますと、今、平成21年度で10億円、平成21年度で11.5億円、その分が増になっています。それと一般財源収入、市税と交付税が今回新たに落ちるといふ形の財政健全化計画の試算をしておりますので、その影響になります。

菊地委員

それで、改善目標で人件費の抑制が大きいと思うのですが、人件費の抑制、事業の見直し、そういうふうにして改善対策をしていくながら、実際には市民生活、市民サービスへの影響について、どんなことがこの先考えられるのですか。

(財政)中田主幹

現行の財政再建推進プラン実施計画で、市民の方から御負担をいただく内容につきましては、使用料の改定を4年ごとに行おうということを考えてございます。あと広告料収入は市民生活でないですけども、そういうものを図っていきましょうということが、今のところ位置づけられている部分でございます。

菊地委員

市立病院調査特別委員会で示された資料です。その中で5年間で44億円を解消していくというときに、半分の22億円は病院の経営努力で改善していくというふうな説明を受けたと私は記憶しているのですが、それはそのとおりととらえてよろしいのですか。

(財政)財政課長

12月1日に一般会計の収支ということで示した表の関係なのですが、あくまでも44億円そのものにつきましては、一般会計から繰り入れるという収支試算で示しております。それで、その病院改善分とか、そういう話もさせてもらいました。その考え方というのは、それまで一般会計から病院事業会計への繰出しが約13億円程度で推移してきておりました。13億円をベースに、平成19年度以降の繰出しがどうなるかということで、その上に単純にその44億円がオンになるわけではなくて、病院改善分としてその部分を見込んで、13億円ベースとその病院改善分、そこで改善分が出るので、実際通常ベースでいくと、その分が一般会計からの繰出しが減るということを見込んでございます。

ですから、平成19年度で不良債務部分7億円を加えても、約3億数千万円の額がオンされるということで、今まで13億円だった部分に3億円を足しまして、約16億円程度の繰出しということで考えてございます。

ですから、あくまでも12月1日の市立病院調査特別委員会で説明させてもらった、恐らく棒グラフの関係だと思います。その額を一般会計が全額出すという考えでございます。

菊地委員

平成20年度と21年度で21億5,000万円を病院事業会計の不良債務解消分として繰り出すというふうには、ここで説明されたのですね。私は市立病院調査特別委員会で説明を聞いて、5年間で44億円、単純に半分の22億円分だけを一般会計で繰り出すというふうに理解したのですが、間違っていたということなのですか。

(財政)財政課長

私としては先ほど言ったような内容で説明したとおりでございます。

菊地委員

わかりました。そうすると、21億5,000万円を会計処理の見直しに伴う病院事業会計の不良債務解消分で繰り出す

と。そうなる、結局は一般会計で補てんされるのだから、病院の経営努力はいいということにならないのかという心配もあるのですが、大丈夫なのですか。

財政部長

いろいろな委員会で機会あるごとに答弁させていただいておりますけれども、私も先般の委員会の中では、病院側に本当に必死の覚悟というか、死に物狂いでやってもらわなければ、この計画は成り立たないのだということで、そういう前提の中で、とにかく44億円というのは、これは一般会計から出すのですが、今までは標準ラインとして、平成12年度から毎年13億円ぐらい繰り出していますから、そういったベースから見ると44億円がそれにオンされるわけではなくて、システムの言うところと半分程度は、けれども病院側が今まで13億円、機械的とは言いませんけれども、毎年出してもらうような形はだめ。そのうちの22億円分というのは経営努力で生み出すような形をとりなさい。それから、残りの22億円というものを、経営努力以外の部分については我々が見るのだから、だからそういう仕組みでないとこれは成り立たないということは、病院側とはずいぶん話をして、そしてそれは我々もそうですが、道との協議の中でも、この44億円の解消計画というのは非常に厳しく言われている部分もございましたから、細かい経営内容にまでいろいろな指摘を受け、指導も受けました。

そういった中でつくり上げてきて、何とか話し合っているというものでございますので、これがいろいろな事情があると思うのです。話が前後して申しわけないのですが、診療報酬改定だって2年に1回あるわけだし、だからその行く末というのはわからない。交付税がこれからどうなるか、だれにもわからないのです。

だから、そういういろいろ不透明な要素はあるけれども、今考えられるような中で最善の努力をして、こうしようということで、十分話し合っている結果でございますので、その点は十分御理解をいただきたいというふうに思います。厳しい状況ですけれども、何とかなし遂げていきたいということでございます。

菊地委員

病院の経営努力の厳しさもさることながら、今この小樽市の財政状況でこういう計画をつくらざるを得なかったという厳しさも、また現実目の前にあるわけです。そうなってきますと、この効果額を生み出すために、先ほどは使用料の改定、広告料の収入で市民の皆さんに協力をお願いすることになるというお話だったと思うのですが、こういうことをしてほしいという新たな市民要望というのが、またさらに遠のくのではなからうかという思いもしています。

第4回定例会の委員会の中でも、いろいろな計画の財政的な裏づけがなければ、絵にかいたもちになるのではなにかというようなやりとりもさせていただきましたが、プールの問題で、この間の市長答弁を聞いていますと、だんだん後退していっていると私は思うのです。第4回定例会までは、総合計画の中に少なくともきちんと位置づけていただけるかのようなとらえ方を私はしたのですが、先日の予算特別委員会のお話では、総合計画の中に入れるか入れないかも含めて検討していきたいと、そういう答弁だったと思います。それに対して教育委員会としては、教育長、何としても総合計画の中にプールを位置づけていただきたいということで、市長に対する要望書とかをこれまでに出示していただいているのですが、市長の見解が後退していっているというふうなとらえ方を私はしているのですが、その辺についてはいかがですか。

教育長

プールについてであります。これまで教育委員会は平成20年度からの新総合計画にのせていただくよう、そしてできるだけ早い時期にプールができるよう、市長をお願いしてきたところでございます。私どもとしては、これからも同様のお願いを市長にしまいたいというふうに考えてございます。

菊地委員

そうはいつでもお金がなければと、こういうふうになると逆に思うのですけれどもね。非常に厳しいこの財政状況ですから、ただそういう厳しい財政状況の中でも、旧手宮線は買う、そういうことではほんとに決断するわけなの

ですけれども、私は、プールは今あるものをなくしていくわけですから、それは新たに市民要望として、緊急性を加味してつくっていくというふうに、総合計画に続けるための財政的な確保と努力、そういうものもぜひ財政部の方にさせていただきたいと思うのですが、そういう見通しについてはいかがなものでしょうか。

財政部長

政策的判断を私がするわけではございませんので、何とも申し上げられないのです。いわゆる我々の役割は財源調整という部分が主な役割ですから、その視点からいえば、これも今回の定例会でも何回も聞かれましたけれども、採択の基準はやはり緊急性とか、優先度という、そこが一つの判断基準になるだろうということしか答弁申し上げられないというのが我々の立場でございます。

菊地委員

地方自治体の財政が厳しくなってくるということにつきましては、地方交付税の削減、そういうものもありますので、そういった国の制度がもっと地方に活力を与えるような、こういう財源措置をしていただけるようになってほしいということも一つあります。そういう意味では、そこが変わらないで本当に地方自治体の職員の皆さん、理事者の皆さんが大変苦労しているということだけをがんがん言うわけにもいかないという立場ではあるのですが、そういうことをクリアしながら、教育長、また戻りますけれども、総合計画の策定にもかかわってくると思いますので、ぜひ体を張って、私はどこにいましてもそういうときには応援に駆けつけますので、何としてもこの総合計画に位置づけていただけるように頑張りたいという、今日はエールを送るつもりで質問しているのですが、再度決意のほどを聞かせてください。

教育長

先ほど申しましたように、教育委員会としては市長部局の方をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

菊地委員

高島小学校温水プールにおける今後の対応について

それで、具体的にプールのことについてお尋ねしたいのですが、小樽市室内水泳プールがなくなるという具体的な日程も上ってきているところなのですが、高島小学校温水プールについて、利用者の方々の要望への対応、それは十分にできているのか、今後の計画としてはどうなのかということについてお尋ねしたいと思います。

(教育)室内水泳プール館長

高島小学校温水プールにおける今後の対応の部分でございますが、一応今の予定では、4月早々といいますが、中旬ぐらいから改修工事をしたいというように考えています。約60日間の工期が必要だというように聞いておりますので、6月中旬ぐらいには完成後、開館に向けての準備を行いながら、7月1日を念頭に準備を進めているという状態でございます。

菊地委員

小樽市室内水泳プールでは、現在いろいろな教室とか、それからサークルをやっている方々から、もう具体的な要望も出されていると思うのですが、そういうことについては、どこまで要望を聞き入れていただけるのですか。

(教育)室内水泳プール館長

高島小学校温水プールに対する要望につきましては、以前からも何点が説明しておりますが、特に一番多い要望というのが、水深が深いということに対する対応でございます。これにつきましては、前回の議会等でも説明しておりますが、プールフロアというものを敷いて、水深を調整していきたいというようにも考えております。

また、利用者の中には定期的にプールを利用するサークルの方々などありますが、現在、この方々に対する利用の調整も進めているところでございます。

菊地委員

先般我が党の北野議員から、高島小学校温水プールの室温がなかなか上がらない、ボイラーが壊れているのではないかという質問があったと思うのですが、実際にボイラーを点火する時間を早める対策というような話もあったのですが、その対策をとった結果についてはどうなのですか、室温は改善されたのですか。

(教育)室内水泳プール館長

点火時期を早める部分についての対応というのは、現在行ってはおりません。ただ、最近になりまして非常に天候もよいということもありまして、外気温との差があまりないものですから、そういう意味では通常の1時間前からの点火で十分室温が確保されている状態に、最近はなっておりますので、点火時期を早める部分の対応は、現在行ってはおりません。

なお、ボイラーの点検につきましては、4月から始まる改修工事の中で点検作業を行いまして、必要な修繕があれば対応していきたいというようには考えてございます。

菊地委員

高島小学校温水プールで障害を持った子供とその兄弟の2人の小学生を連れて利用しようとしたところ、子供1人につき保護者が1人ついていないとだめだということで追い返されたという実例があるのですが、小樽市室内水泳プールの方ではそういうことはないそうなのです。それで、そういった人の手だてが、現在は高島小学校温水プールの方は薄いのではないかと思うのですが、たぶんそういう実例についての声は届いてないと思うのですが、要綱には子供が2人来たら保護者が2人ついていなければだめというような決まりは高島小学校温水プールではあるのですか。

(教育)室内水泳プール館長

子供だけで利用する場合の条件としまして、特に小学校の低学年だけで利用するという場合には保護者の同伴等のお願いをしております。今、委員から御指摘のあった事例につきましては、私の耳にも入っております。ただ、利用できなかったというよりも、障害を持つ方の付き添いという形の中で、大人の料金をいただいたというような事例が何かあったみたいなのですが、その部分については小樽市室内水泳プールと対応が違うという連絡がありまして、即保護者の方と連絡をとりまして、誤解を解くような形で説明は申し上げたという経過がございます。

菊地委員

そうすると、障害を持つ子供の付き添いと同時に、もう一人小学生の子供を連れて行って、2人に対して保護者が1人だからだめということではないのですか。

(教育)室内水泳プール館長

そういう意味ではなくて、当然2人を連れてきた場合には、保護者の責任としまして、年齢が低い場合には目配りをしていただきたいというお願いは常にしているところでございます。

菊地委員

私は、高島小学校温水プールはあくまでも新しいプールができるまでの代替というふうな考え方をしていますので、教育委員会には今まで小樽市室内水泳プールを利用していた人たちが、できるだけ快適に水に親しむという環境を整えることと、一日も早く新室内水泳プールをつくっていただくよう、特段の努力を引き続きお願いしていきたいと思います。

国民保護計画について

次に、国民保護計画について何点かお聞きします。

第4回定例会の中で、小樽市国民保護計画を策定するという点で、小樽の特徴的なことがどのように盛り込まれているのかということと、それが道との協議の中で今後変わっていくかもしれないというようなやりとりをさせていただきましても、そういう協議の中で、これが素案とはどういうふうに変わっていったのか、また変わら

なかったのか、そのことについてお聞きします。

(総務)白澤主幹

12月にお配りした素案と、今回の道との協議が終わった時点での計画書の相違とありますが、道との協議の中身になるかと思うのですけれども、どういう部分が違っているかということの説明をいたします。

この国民保護計画を策定するに当たっては、あらかじめ北海道からモデル計画というものが示されておりまして、全道の市町村はそのモデル計画の内容に基づいて、参考にしながら、それぞれ策定を進めていったところでございます。小樽市としましても、当然そのモデル計画に基づいて策定をしてきたわけでございますけれども、基本的にできるだけわかりやすい言葉とありますが、そういう用語について、モデル計画よりもより市民にとって理解しやすい言葉がないのかというようなことも含めて、意味内容は変えませんが、字句的な意味合いにおいてそういうことを考慮しながら計画をつくっていったのでございますけれども、最終的に道との事前協議あるいは正式協議の中で、国民保護法あるいは道が昨年策定しました北海道の国民保護計画、こういった計画書の中で用いている基本的な用語については、言いかえたりなんなりすると意味合いが若干ずれたり、正確な意味合いが表示されないというようなこともあって、そういうことから用語的に修正した部分というのがほとんど大半でございます。

その中で、ただ用語以外に幾つかの修正点があったのですけれども、例えば武力攻撃、原子力災害の部分なのですが、そこについては、小樽市の地域の中にはそういう施設がないということで、記載する必要がないだろうということで、道の方から削除ということでの指摘もございます。そういう意味で、最終的に四百数十か所、用語的に素案から今回のお配りした計画書については修正が加わっております。

菊地委員

そうすると、そういう修正が加わったものとモデル計画で示されたものとの違いはどこなのですか。

(総務)白澤主幹

先ほど、私が話したとおり、モデル計画に示された内容を小樽市としてオリジナルにつくったところはございません。ただ、表現としてよりわかりやすい言葉がないかということで、実は昨年、全国の都道府県レベルで、それぞれの都道府県段階での国民保護計画というのを策定してございますので、そういうものについてインターネット等で検索をしながら、よりわかりやすい言葉、親しみやすい言葉はどのように表現しているか、そういうものを参考にしながら、小樽市として言いかえたという部分で、素案というものができ上がっているというふうに御理解していただければと思います。

菊地委員

素案の中で原子力発電所の部分は、小樽市にとっては逆にテロとか、そういうものよりも原子力発電所の災害に対する不安の方が、今むしろ現実的といいますか、そういうふうに思っていたのですけれども、それが外されたということになりますと、逆に全国で相変わらず原子力発電所の事故が起きていますし、データが改ざんされているというようなことも起きていますので、そちらの方が現実的な不安として大きいのではないかと思います。それはもし泊原子力発電所が何かあったときに、小樽市民に対してどういった安全策がとられるのか、そういう対応策というのは、小樽市にはあるのですか。そのことについて確かめておきたかったのですが。

(総務)白澤主幹

泊原子力発電所における事故に対する対応策ということについては、この国民保護計画の以前に、従来からあります地域防災計画との関連の中で、過去にいろいろ議論されてきているのではないのかというふうには思っております。その中で、基本的には泊原子力発電所における事故については、北海道が策定しております地域防災計画の中に、原子力災害の部分がございまして、それに基づいて対応していくということが、これまで話されてきた内容だと思います。

小樽市としてどうするのかという話、泊原子力発電所の部分は、今4町村に限定されて計画というものが行われ

ているのですけれども、それは過去のいろいろな実験データ、そういったものから、せいぜい半径10キロメートルぐらいをめどに、そこがやはり一番被害が起こる可能性があるということから、そういう範囲の想定がされているわけございまして、だからといって小樽市が何十キロメートル離れているから無関心でいるというわけには、これは当然いかないというふうに私どもは理解してございました。

ただ、今回この国民保護計画の中でなぜ字句を外したかということの説明いたしますと、モデル計画の中では、そういう表現は事例として載ってございますけれども、この武力攻撃、原子力災害という文字については、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村のみ記載するというので、それ以外の市町村は、ここの部分は記載する必要がないというのが、モデル計画の中で示された内容でございました。小樽市としては、その内容については全部カットしたのですけれども、武力攻撃、原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等ということで、タイトルだけ残したわけなのです。その意味合いというのは、泊村については後志管内でもありますし、小樽市とも地理的な関係からいって、全く無関心でいるわけにはいかないだろうというふうなこともあって、タイトルだけ残したのですけれども、今回、道との協議の中では、やはり今後もそういうのは内容もない、記載されていないのだからタイトルも必要ないということで、削除ということで字句的には削除されて、NBC攻撃による災害への対処だけ残ったわけでございます。

ただ、小樽市としましては、そういう経過の中で、この原子力の部分は計画書の中からは消えましたけれども、今後やはり広域的な災害対応という意味合いもありますし、あるいは災害対処の部分で、例えば安定よう素剤、それを道として全体的にどう地域的に備蓄していくのかとか、そういったようなことについて、やはりきちんと関心を持って、自分たちの地域としてどうしていくのか、これを忘れてはならないし、考えていかなければならないというふうには思っております。

菊地委員

こういうものは実際には使われないようなことが一番だと思いますし、そういう平和な社会をつかっていきたいと私も思います。ただ、結構、時間をかけて協議会とかをやっていますね。何かモデル計画が示されて、せっかく市民にわかりやすい用語とか、皆さんいろいろ工夫してつくったものが、それだけ修正されるのだったら、何のための協議会だったのかと思うのです。結局は、市民合意を基につくりましたというアリバイに使われただけだったような気がして、非常にこの国民保護計画の策定そのものに対して、政府のいいようにされているのではないかという不信と、こういう国民保護計画が発動されないような社会をつくるためにこそ、私たちは頑張っていかなければいけないというふうに思いを述べまして、総務部長はどのようにお考えになりますか。

総務部長

今、るる担当主幹の方から説明をさせていただきました。基本的には、法律の中で策定が義務づけられ、そしてこのつくりそのものが、末端の自治体がこういったものを発動して対応するというのではなくて、国の方からの一定の指示なりで自治体が動くという、いわゆる防災計画とは全然別な矢印で動く格好になってきます。したがって、今お話のあった地域の中でどうやっていくかというよりも、どちらかというと国なり道なりというものの基準の中で、末端自治体がこういった形で地域の特徴といいますか、そういったものを加味してつくり上げるかという、このあたりが焦点になったのかという気がします。

ただ、特異的にいろいろ飛び跳ねているものをこしらえるというのは、今言った国なり道なりというものの指針なりモデルとかけ離れている部分については、やはり広域的な事態に対する対応ですから、そういう意味では今御指摘のあったような形にどうしてもなりづらかったという、こういった部分がありますし、とりわけ結構専門的な用語もありますので、今御指摘になったような形で十分できなかったかという部分はないわけではないと思います。

どちらにしても、小樽市の場合は、前文のところ、市のスタンスというものを、改めて国際協調の上での外交

努力を続けるということが重要なのだということも含めて、一定程度市の意地みたいなものをここにちょっと載せてもらっていますけれども、こういったものが発動しないような、そういった世の中というものになればというふうには私も同感でございますので、そういった形で、これからも個人的にも含めて進めていきたいというふうには思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

道徳の授業について

教育委員会に、道徳教育、道徳の授業についてお尋ねします。

まず、各学校の教育課程の年間指導計画といいますが、それにおける道徳の時間について教えてください。

(教育) 指導室寺澤主幹

道徳の時間の授業時数ですけれども、小学 1 年生は年間 34 時間、それ以外は年間 35 時間実施することになっております。

横田委員

中学校も 35 時間ですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

中学校においても 35 時間でございます。

横田委員

この年間 35 時間の道徳の授業がどのように学校現場で行われているのか、当然報告を受けておりますので、教育委員会の認識を教えてください。

(教育) 指導室寺澤主幹

道徳の時間の授業時数につきましては、年度当初計画時数の報告を受け、それから年度末につきましては、実施時数の報告を受けております。それでは標準時数を確保しております。

横田委員

内容はどういうふうに把握されているのか。

(教育) 指導室寺澤主幹

道徳の時間の授業内容についてですが、校長からは参観日とかに道徳の時間が行われている様子についても伺っております。それから、私たちも学校経営訪問等としまして、道徳の副読本の活用状況なども聞いてやっております。それから、道徳の時間については、子供たちがどんなことが道徳価値があることなのか、またどのような行動をとったらよいのかなど、子供がみずから振り返って考える時間ですので、週 1 時間あるわけなのですが、これが月曜日に設定されますと、日曜日の次の月曜日が振替休日みたいに休みになることが多いものですから、つぶれてしまうということもありますので、月曜日以外の曜日に道徳の時間を設定するようとか、授業時数の確保はもとより、指導内容の充実に努めるように各学校に指導しているところでございます。

横田委員

当然、学習指導要領にも道徳の項目があるのですけれども、それはある程度きちんと教えられているということで、教育委員会は認識されているということでよろしいですか。

(教育) 学校教育課長

よろしいです。

(教育) 指導室寺澤主幹

授業の内容につきましては、校長等の報告を聞いている限りでは、先ほど申しましたように、授業内容については計画どおり行われているという認識でありますけれども、よりよい道德の教育を実施していくためには、さらに校長がどのような内容を道德の時間で実施されているのか、また教員に適切な指導をされているのか、今後見直していく必要があると考えております。

横田委員

私は平成14年の総務常任委員会で今言っているようなことを質問しました。4年たっていますが、実は7人の保護者の方に、子供たちが道德の時間にどういことを勉強されたのかということをお聞きしました。時間がないので簡単に列挙しますが、ゲームやレクリエーションで遊んだ、これは2年生、3年生です。席替えをした、3年生。図工の続きや国語、算数のできなかつたところの補習、これは2年生、3年生。それから、いじめの話が教員からあった。これは4年生、これは道德の関連になると思います。それから、小学6年生ですが、家庭科をやった。道德の時間に家庭科をやったというのではなくて、これは2時限目が道德ということだったのですが、前日に明日の授業は1時間目なり2時間目は家庭科、3時間目はうんぬんということ、前日から道德の授業ということでは全くなかつた。そして、家庭科をやった。それから、中学校ではいつも文化祭や、あるいは選挙などの打合せをやる。時々席替えもやる。直近の今回は、将来あなたは何になりたいですかというアンケートがあつて、職業について知っている限り記入して終わったという内容です。

今聞いた7人、小学4年生はいじめの話ということでしたけれども、これ以外はとても道德の授業とは思えないのですが、認識はいかがですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

時間割りの変更につきましては、学習進度によって、先ほど家庭科の時間に変わったと言っておりますから、日常よく変更される場合はあると認識しておりますけれども、道德の時間と道德教育ということで、全教育活動を通して道德教育が行われているわけでありまして、それを補充、進化、統合する時間として道德の時間ということで行われていると認識しておりますが、今、委員の御指摘のとおり、まだ十分道德の時間の認識という指導方法が十分でない面も御指摘がありましたので、今後、校長と相談しながら改善を図っていきたくと考えております。

横田委員

指導室の考え方ですが、ふだんやっているから、道德の時間に特別やらなくてもいいのだみたいなお話に今聞きましたけれども、学習指導要領でも、生徒がみずから道德性を持つためのものであり、道德の時間はもとよりうんぬんと、道德についてはこうなっているので、もとよりというのは、当然前提は道德の時間なのです、文面どおり正しく解釈するとです。それをしないで、ふだんやっているからいいというお話ですと、それは違うのではないかと思いますので、どうですか。

(教育) 指導室長

まずもって、教育においては、一番重要なことは人格の完成でございます。そういう意味で言いますと、小樽市の今年度策定しましたあおばとプランにおきましても、「心豊かに学び」と、まず冒頭に心を持ってきています。そういう意味では、心の部分について道德教育が重要であるという認識については、教育委員会は当然持っております。ただ、委員から御指摘のあつた「道德の時間」という言葉の認識でございます。これはもちろん「道德の時間」というのをわざわざ小学校と中学校で設けているのです。実は高等学校にはございません。なぜ高等学校にはないかといいますと、その発達段階が異なりますので、そういう中ではやはり小学校、中学校で振り返る時間、1週間に1時間は、このことについて振り返ることができるようにしましょうということで設けてございますので、そういう意味で委員の御指摘のとおり、補充、補い、深めたり、ふだんの活動をまとめ上げていって、道德的な力を身につけていくというところでは重要な時間だと認識しています。その中で実際にどう授業をするのかという

ところで言いますと、当然その課題はあると思っていますので、そういう意味では今年度、特に教員を指導する校長や教頭にかかわりましては、そのリーダーとなる者を文部科学省の研修会に派遣して、中央での考え方も学んできまして、それにつきまして、校長、教頭に対して、広めるなどの研修も取り組んでございますので、今後とも実態の把握も含めて、十分議会での論議を踏まえて充実させてまいりたいというふうに考えてございます。

横田委員

道徳の重要性は、今、指導室長がおっしゃったようにもちろん我々も認識しています。それは十分わかっているのですけれども、4年前でも趣旨は同じ答弁、違いますか。しっかりと校長を指導してうんぬんというお話ですが、その後も私も言っていますし、ほかの方も言っていますけれども、たびたび道徳の話は出るわけです。どのように学校現場で道徳の時間がきちんとなされているかどうかという確認はされているのですか。

(教育)指導室長

例えば、学級だよりの中でも、週によって今は時間割りが変わってございます。そういう意味では当然この道徳の時間について示していくということについては、校長も目を通されますから、その部分での時間割りの管理というところについても、以前に増して明示が進んでいるものというふうにとらえてございますし、またこのいじめにかかわります対応も含めてですが、やはり学級での道徳の時間がどうなっているのかということは、保護者の皆さんも十分関心をお持ちです。そういう意味では保護者会、参観日の中で道徳の時間の授業が行われ、公開し、その後の懇談でもお話が行われるようになってきているという取組もあります。ただ、これが全市的にさらに深めていくということが私たちの課題だと思っておりますので、そういう意味でさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

横田委員

実際は道徳の中身をしないのに、道徳の授業をしたという報告がもし仮にされているところがあるとすれば、これはPTAのときと全く同じ構図になってしまうのではないですか。今、私が聞いた7人の子供も、1人以外は全部道徳というものをやったことがないと言っているのです。たまたまやったことがない7人だけ、私が質問したのですか。そんなことはないと思います。確率からすると、たぶんほとんどではないのかという気がしますが、そういった実態把握とか、それからどうしたら、今言ったように公開授業うんぬんがありましたけれども、公開授業をやるときはもちろんやります。けれども、ふだんの道徳の授業をどういうふうに現場の教員がなされているのかという、それをやはりきちんと把握して、もしされていないのであればされるようにする手だてをつくらないと、いつまでたっても、4年たっても変わっていないのです。この辺をこうしたいということは何かないですか。

(教育)指導室長

特に今回のあおばとプランの中でも、道徳性の育成ということで課題を挙げました。そして、実は課題として道徳教育の充実、とりわけ道徳の時間の指導内容の充実ということは、これは私どもも認識してございますから、ですから研修会の取組、それから指導内容についての身近な小樽の題材を取り上げて、そのことについてどう指導したらいいかという指導計画等も開発をしていこうということで取り組んでまいりたいと思いますし、特に実施状況については、校長は教員の授業の様子については、見ていただくということがまず基本だと考えてございますので、それを確実にやっていただきたい。また、私どもも直接道徳の授業については、今後学校で指導主事の授業参観というのも進んできていますので、当然それも視野に入れながら進めていかなければならないということで、それについて努力してまいりたいというふうに考えております。

横田委員

いろいろな研修をされるのはもちろん結構ですし、してもらわなければならないのですけれども、現実には学校現場で研修したことを子供たちに教えないと、全く研修の意味が一つもないわけです。繰り返しになりますけれども、管理者が本当に授業をきちんとしっかりやっているのかということ、ただ報告を受けるだけではわからないと思

うのです。しかも書面だと思えますけれども、そういったことをしっかり調べていただいて、もしなっていないのであれば、いつまでにはしっかりと道德の教育を、道德に限らないですけれども、教育課程がしっかり実践されているのかということ、確認する必要があるのではないかと思います。今後、こうやっていきたいということはないですか。

(教育)指導室長

繰り返しになりますが、今は例えば時数の管理や、そういう形でのいわゆる枠からのとらえ方をしてございました。それが今回例えば4月24日に実施します全国学力・学習状況調査につきましても、内容的にどの程度の理解が進んでいるのかということで、内容面に入ってきてございますから、先ほども答弁させていただきましたとおり、校長による例えば授業参観の実施状況の把握、内容、それから私どもによる実際に各学校での道德の授業への参観等々、そういうものを組み合わせながら、より内容にかかわっていくような形を通して、各学校での道德の時間を含めた道德教育の充実へ寄与していくように進めていくというふうにご考えてございます。

教育長

今後の進め方については指導室長の方から今、お話がありましたので、横田委員からのお話も踏まえて進めたいと思います。

ここで、今、私が手を挙げましたのは、子供や保護者、さらには教員の一部で道德の時間というのは教えるものだという認識がありまして、保護者会で親が授業参観しても、最後に教員がこれなのだ、国語、算数のように結論を出した授業でないと、結論を示さない授業だと道德の授業でないとという認識があるのです。道德の授業の最後はいろいろな意見を出してもらって、皆さんはどれを選択していきますか、どういう生き方をしていきますかということで終わる授業、又は教員が小さいころ自分の書いた作文を読んで終わりとか、余韻を残して終わる授業が道德の授業としてベストの授業でございます。

ですから、子供たちも、確かに道德の授業は教員からかつての修身のようにこうなさい、ああなさいと言われたい限り道德の授業でないとというふうな認識もまだ残っていますので、そういう面を踏まえまして、指導室長が話しましたように、道德の授業のあり方とか、今後さらに保護者にも説明していかなければだめなものでございませぬし、あと教員にも理解していただきながら、最終的には豊かな心につながるような、そういう道德の時間の授業展開をしていきたいと思っておりますので、今後とも情報がございましたら私どもにお知らせいただきたいと思っております。

横田委員

私はもちろん教育のプロではありません。皆さん方がプロですから、中身をどう教えるかというのは、それはいろいろな技術があると思えます。それをももちろん任せているわけですから、ただその時間をとらないで違う時間に使っているという、それがおかしいのではないのか。しかも、ずっと長い間です。大体一向に改善されないということ、中身にまで私たちは当然手を出したりしませんけれども、ぜひやってほしい。今どういう対策をとるのかと、いきなり言っても、また皆さん方も困るだろうから、終わってしばらくしてからで構いませんから、授業時数をしっかり確認する手だて、そしてそれを改善していく。現実にはやってみたら変かな。道德の授業が間違いなく行われるような手だてを後で示していただきたいと思っております。

(教育)指導室長

特に議会における論議が、この小樽の学校教育の改善に大きく寄与しているというのが現実でございます。そういう中で、保護者の願いの中に、小樽市PTA連合会との懇談においても同様に道德の時間における充実をという声を聞いてございます。そういう意味で、今、御指摘をいただいた点を踏まえて、校長会等とも話を進めながら、具体策について示していけるようにしてまいりたいというふうにご考えております。

横田委員

ぜひよろしく願います。これは例えば教職員組合の方針とかではないことだと思いますので、個々の教員の

思いなのかもしれませんが、やるべきことはやはりやっていただかなければならないと思いますし、仮にも、虚偽の報告がなされるようなことがあってはならないと思いますので、その辺を正していただきたいと思いますけれども、そういうことも踏まえながら、教育課程の編成、実施、研修というのか、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

小前委員

市職員の退職制度について

職員課にお尋ねします。

小樽市職員の退職金について伺いますけれども、退職制度は何を基準に、いつごろ決まった制度なのですか。

(総務)職員課長

現行の退職制度につきましては、退職手当の支給条例で決まっております。現行の制度は昭和36年からということでございます。

小前委員

何を基準にしていますか。

(総務)職員課長

退職手当の支給につきましては、国に準じて定められております。

小前委員

第4回定例会で1人平均退職金2,250万円とお聞きして、民間から比べてかなり高いと私は感じましたが、それから2月に財政部長から、今年の退職者数は39人で、10億5,000万円の退職金が必要だというお話も聞いていますけれども、退職表を見ますと、平成19年度は19.9か月ということですか。それが平成20年度になると平均額32.76か月。平成19年度から20年度になるときに、1.65倍に急激に高騰するというか急に高くなる。この要因は何なのですか。

(総務)職員課長

確かに委員がおっしゃるとおり、現行の退職手当の支給率を見ますと、勤続期間が20年から25年未満、この職員につきましては、実は国に比べても若干高い支給率となっております。これは一般に退職手当の中膨れというふうに言われておりますけれども、現行の基準で見ますと、小樽市が国よりも若干高い支給率ということで、第1回定例会に小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案ということで、提案しておりますけれども、この条例が可決されますと、国に準じた形で勤続年数に応じてフラット化といいますか、勤続年数が上がるにつれて一直線に急激に上がるということではなくて、フラットに支給率が上がっていくという形に訂正されますので、今話しました中膨れが解消されるということになります。

小前委員

勤務年数が1年、2年、3年の方にも退職金が支給されているということは民間では考えられないのですけれども、小樽市はこんなに手厚く退職金が出るほどお金がありますか。

(総務)職員課長

これは小樽市だけの話ではなくて、あくまでも先ほども話しましたように、この退職手当の支給につきましては国に準じた形となっております。それで、退職手当の支給につきましては、基本的にやめる間際の給料月額に年数に応じた支給率を掛けることになっておりますけれども、当然年数ということですから、1年以上の年数でなければ支給率を掛けることができないわけですが、この1年の算定につきましては、条例の中で6か月未満につきましては切捨てされるということでゼロ年という押さえとなってしまいます。それから、6か月から1年までの部分につきましては、1年という押さえになります。

それで、これは国と同じように1年以上であれば、例えば自己都合でやめる場合には1年で0.6という支給率を掛

けますので、単純に言いますと、例えば月額40万円でありまして0.6を掛けて24万円というように積算するわけです。これは先ほど言いましたように小樽市だけではなくて、国に準じて1年以上であれば出るということ。これはどこの市でもこういった形の基準を持っているというふうに御理解いただけたらと思います。

小前委員

小樽市のような財政状況でも国に準じなければいけない必要性があるのですか。財政健全化計画の第一に、人件費の抑制を上げていまして、そこには退職者の不補充とか平成19年度から職員の10パーセントカットとか、こういうものが上げられていますけれども、退職制度を見直す考えはないのですか。

(総務) 職員課長

今話したので補足させていただきますけれども、民間の場合ですと、雇用保険制度ということで一定の制度がございますけれども、公務員の場合、こういった雇用保険制度というものがございませんので、単純に民間と比較すると、公務員はこの部分がちょっと手薄くなるといいますか、そういったこともございまして退職手当の支給率は、単純にそこだけ見ますと何か手厚いように見えるかもしれませんが、そうではないということで御理解いただけたらと思います。

小前委員

スキー学習について

次に、教育委員会にお尋ねします。

2月1日と2日、天狗山を会場にした小学校のスキー学習が、あまりに小樽市内の他の学校とかち合って、子供たちはリフトを利用するのに非常に時間がかかる、それから滑るにも非常に回数が少なくて待ち時間の方が多かったという御不満を父母からいただいていますけれども、これは教育委員会として会場を天狗山にした場合、調整するような制度はないのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

スキーについてですけれども、体育科におきまして地域の自然に親しむ活動を積極的に取り入れるようにということで、そこで本市においてはスキー場がすぐそばにあるという環境を生かしまして、各学校で積極的にスキーを取り入れているところでございます。

それで、スキー場の活用の申込みにつきましては、学校ごとに行っておりまして、スキー場への移動の手段といたしまして貸し切りバスを使うなどしているところでして、事前に日程なんかも決まっているわけなのです。それで、スキー場の運営者と連絡をとりながらやっているわけなのですが、前もってバスも申し込まなくてはいけないということで日程が定まっているために、そこへ申込みが殺到して、今回の場合混雑したのではないかと思うのですけれども、教育委員会が調整するというのではなくて、各学校とスキー場の運営者の方で、今回こういうことがあったので連携を密にして連絡をとり合いながら、このような込みぐあいのないような手だてをとっていく方法がいいのではないかと考えています。

小前委員

だから、それを教育委員会が校長に通達したり何かをする必要性はないのですか。

(教育) 指導室長

今スキーなどが本当に貴重な機会になってきましたけれども、小樽市ではスキーに乗るということも各学校で時間のやりくりをしながら設けているところであります。そこで費用もかかるものでございますから、今、委員の御指摘のとおり、保護者の皆さんの心情も十分理解できますので、こういう事態があったことの状況の把握も含めまして、私どもの方から、小学校長会でも十分話をしてみたいと思います。

そういう中で、過去にどうだったのかと、そういうのも振り返りながら、せっかくの貴重な機会ですので、次年度は、それこそ思う存分乗れるような形で、今日はいいい汗かいたと言えるような形で頑張ってみようと思います。

すので、今御指摘いただいた点について指導してまいりたいと思っております。

一日入学について

小前委員

もう一つ要望がございます。小学校の一日入学に楽しい一日の学校生活を体験させる学校がある半面、保護者の説明会だけに終始しているという学校もございますけれども、子供の一日入学がない学校は何校ありますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

今、委員がおっしゃっていたように入学説明会は全学校で行われているのですが、体験入学というか、子供が一日体験するようなことが行われていない学校は13校ほどあります。

小前委員

27校中の13校ということは、半分近く子供たちの一日入学がないということですね。子供自身は自分の進む小学校に対して興味津々で、非常に楽しみにしているというお話を聞いておりますけれども、教育委員会は子供の一日入学を勧めているのですか、勧めていないのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

一日入学につきましては、各学校の判断で実施しているところでございますが、子供たちにとっては入学への不安を解いたりとか、新しい学校生活の意欲を高めていくということもありますし、学校側からすると、子供たちの様子をとらえて今後の指導に生かしていくということにも活用できるのではないかと思います。それで、校長会におきましても、今後全学校で実施の方向で考えていこうという意見も伺っておりますので、校長会と相談しながら進めていきたいと思っております。

小前委員

よろしく願いいたします。

「あゆみ」の未記入問題について

それでは、天神小学校の2学期の「あゆみ」の未記入問題について伺います。

天神小学校は今までずっと記入されていたものが、2学期に突然未記入になった原因は何なのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

天神小学校におきましては、年間2回ほど通信欄を活用していくというような申合せがありまして、2学期はたまたま全員が記載しなかったものであると伺っております。校長の方からは、教員への指導を行い、次年度以降は毎学期記載することとなったと報告を受けております。

小前委員

今までの「あゆみ」の未記入問題についてお尋ねしたときに、天神小学校はいつも記入されている学校ということで出ていましたけれども、3学期あるのに2学期だけで1学期は未記入だという報告はいただいたことありませんでしたけれども。

(教育) 指導室寺澤主幹

校長の方からは、たまたま今回全員が2学期に書かなかったのですけれども、教員何人かが記入していたことから、記入されているという報告を受けていたところがございます。

小前委員

それなら、今まで記入していた学校の中にも、教員全員が書いていないという学校もあるということなのですね。

(教育) 指導室寺澤主幹

今回のようなケースの学校はないとらえております。

小前委員

今、天神小学校が未記入になっているという実態がわかったのに、ないという確信はどこから出るのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

今回、校長が新しく変わりました、それで当然 3 学期とも記入されているものと校長も思っていたわけなのですが、天神小学校についてはこれまで書かなかったわけではないのです。書いていたのですけれども、たまたま 2 学期みんなでそろって書かなかったということで、校長も指導を重ねて、それで 3 学期からは改善を図っていくという報告を受けたところでございます。

小前委員

何だかとても心配になってきました。横田委員と同じで、この未記入問題も徹底的に、本当に全学校の全クラスが書いているのか書いていないのか実態調査をお願いします。

(教育) 指導室長

この件について、基本的なスタンスは当然書いていくものということで、これはもう考えは一致しているのではないかと。ですから、実態としてこれをどう改善していくかということで、小前委員も教育委員や教育委員長をされていた時代から見て、改善というのはかなり進んできているのではないかと。というふうに思っているのではないかと。思うのですけれども、今後特に 3 学期以降も含めて、この指導については重ねてしたところでございますので、そういう中で今後の実態については当然書かれてしかるべきですし、そういう意味で未来志向で、この部分を徹底してまいりたいと、そういう意味でどうかお力添えをまたいただきたいというふうに思います。

小前委員

どうか改善に向けた取組をお願いいたします。

いじめアンケートについて

それから、校長がいじめに関する実態等の調査のアンケート用紙を配った学校がありまして、その中で、ある担当が、このいじめの調査表は提出する必要がないからと何回も言ったので、出すと担任を困らせるようだ、子供が言ったという学校がありますけれども、生徒へ担任がこうした指導をしている学校を教育委員会はどうか押さえていますか。

(教育) 指導室長

報道等でも一部ございましたので、私どもの方で実態把握ということで、これについて各学校に対して照会をしたところでございます。そういう中では、報道のような内容ということについてはなかったというふうには承知してございます。

小前委員

あったのだから、なかったという報告はおかしいのではないかと。正しく報告されているのかどうかということもきちんと調べていただきたい。

全国学力・学習状況調査について

4 月 24 日の全国学力・学習状況調査ですが、3 月 2 日、小樽の北教組が非協力を打ち出したという新聞報道がございましたけれども、全国学力・学習状況調査は職務命令なのでね。

(教育) 指導室長

4 月 24 日に、今回、全国一斉の全国学力・学習状況調査をするところでございまして、これにかかわりまして教職員団体が、今、委員のお話のとおり反対し、非協力ということでの話があったということにかかわりまして、北海道教育委員会は、2 月 16 日に北教組に対して申入れをしております、その中では「各教育委員会の所管する学校においては、定められた方法に従って、本調査を職務として行わなければならないものと考えている。今後、本調査の実施にかかわり、非組合員の指示により、組合員が公務員として不適切な行動をとられることのないように強く申し入れます。あわせて万一このような行動をとられた場合は、厳しく対処せざるを得ないものと考えますので、申し添えます」という形で申入れをしているところでございまして、全道一斉での調査ということでござい

ますから、道教委の指導を受けながら、私どもとしては、今後このような道教委の意向という、指導というものも踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

小前委員

ぜひしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

山田委員

それでは、財政問題に関連して、配布された資料の方から何点かお聞きします。

退職手当債について

この中で地方債、今、小前委員の方でもお聞きしましたが、退職手当債の歳入と歳出について、やはり見えない部分があるので、御説明願います。

(財政) 財政課長

退職手当債につきましては、今回の資料では、歳入につきましては、地方債の中で平成18年度から24年度まで退職手当債を見てございます。18年度決算見込みの数値では、ここに減税補てん債も含まれておりますが、退職手当債だけでは4億4,400万円、ここでは見てございます。当然、退職手当債を借りるとなりますと、それに対する元利償還金というのが出てまいります。これにつきましては、歳出で、公債費の欄でこの元利償還金を見てございます。平成18年度を例にとりますと、18年度で起債をいたしますと、その資金は原則、縁故資金ということで、銀行等から借りるということとなります。この収支の中では、公債費の欄で記載しておりますが、金利2.0パーセント、「10年うち3年据置」で見てございます。ですから、金利については2パーセント、償還につきましては3年据え置いて、残りの7年で元金を返していくというような形で見てございます。

山田委員

確かにこういうような借換え、退職債を発行して未来にツケを残さないという、これは3年据え置き2パーセント、また2.2パーセントということで理解します。ただ、やはり、今、小前委員が質問したとおり、実際にこれが民間であったならば、正当な退職金であるかどうか、それをもう一度私も考えていただきたいという気はします。ちなみに、民間では、例えば3年据え置き、3年見たらまず1年分、そういうような形で退職手当をしているところもあります。まず、そういうようなことで、これは私の要望として聞いてください。

それでは繰出金の中で、この予算書の275ページ、地域総合整備資金貸付金と臨時税収補てん債、これはどちらに当たるのかということをお教えください。

(財政) 財政課長

予算説明書275ページの地域総合整備資金貸付金と臨時税収補てん債。このページに載っているのは、過去に借りた起債の元利償還金ということで、具体的にどういう事業に充てたか、今、資料を持ってきてございません。臨時税収補てん債につきましては、私の記憶しているところでは、恐らく地方債の原則であるハード事業に充てているかと思えます。これについては調べさせていただきます。

山田委員

わかりましたら後ほど教えてください。

やはり税収の方でも上がらない部分で、ある程度このような補てんをしていると私も認識しております。

寄付条例について

これに関連して夕張市でも財政再建を今やっております。その中で、夕張市で寄付条例が制定されるということも聞いております。この経緯、また本市のこの寄付金における現状をわかる範囲で教えてください。

(総務) 企画政策室渡辺主幹

夕張市の寄付条例でございますけれども、私どももこれ自体が先月の28日に制定されたという状況の中で、新聞

報道等程度の認識しかない中で話させていただいている状況であります。夕張市の財政破たんということを受けまして、夕張市の観光協会の理事長が請求者となりまして、寄付条例制定の住民請求を市に提出された。それを受けまして、議案の提出ということで、先月の28日にその議案の一部改正を行った上で可決されたという状況でございます。

小樽市の寄付条例はまだ制定されておりませんので、今、他都市の状況を見ながら検討させていただいているという状況になってございます。

山田委員

その状況というか、今いろいろな形で市民から寄付をいただいています。それが項目ごとに分けられていると思うのですが、そこを教えてください。

(財政) 契約管財課長

寄付につきましては、教育振興とか、大体は目的を持っていただいております。私どもは一応歳入で受けますけれども、それを基金があるものについては、資金基金に積み立てている状況でございます。

山田委員

夕張市の実情を私も聞いておりますが、これはやはり寄付の対象となるものが決められていると思いますけれども、その辺は把握されていますか。

(総務) 企画政策室渡辺主幹

条例の内容を見せていただきますと、高齢者や障害者の生活支援等の事業について、そのほかに子供たちの健全な育成に関する事業、あと市民の文化スポーツ活動の推進に関する事業等でございます。

山田委員

そういった意味では、今、本市でもそういったことを関連してされていると思うのです。ですから、私も前にいろいろな形で寄付条例のことをお聞きしましたが、市が窓口なら市民も寄付しやすいということもありますので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

税の増収対策について

税収の増収対策として今るる取り組まれていると思いますが、現在、対策として考えられているもの、またこの財政健全化の中でも今後検討されているものを教えてください。

(財政) 中田主幹

財政再建推進プランの実施計画では、先ほど見ていただいたように、書いてはありますが、一つ目は歳入増の取組ということで、2項で課税免除の見直しを一つ挙げてございます。それは先ほどの財政健全化計画では、市税のところに入る部分でございます。

それと、2点目が使用料・手数料等の改定ということで、平成17年度に使用料を一斉改定いたしました。それ以前には、10年以上20年近く改定しなかったという経緯がございますので、次回からは4年ごとに改定をしていきたいと思います。実施計画にのせてございます。

この部分が財政健全化計画の使用料の改定、表で見ますと平成21年度のところが3,000万円ほど増になってございますが、その部分でございます。

その他ということになってございますけれども、内容といたしましては広告料収入。いろいろとホームページなり広報おたるなりで取り組んできてまして、平成17年度に比べると、平成19年度予算で言いますと、100万円ぐらいい、金額ではそれほど大きくございませんけれども、できるものから少しずつ取り組んでいるという状況でございます。

それとあと、職員駐車の有料化という部分も実施計画にのせてございます。この部分も、平成19年度から鋭意取り組めるような形で今作業を進めているところでございます。

あと、それと遊休等資産の売却なんかも、売れるものを探しながら売ってございまして、平成19年度は公園通にございまして市民部分室も売却の対象として取り組んでいるところです。

それと、収納率の向上ということで取組を進めてございまして、企業会計を含めた使用料・手数料などの未収入金もいろいろと取組を進めてございまして、平成16年度、17年度と前年より未収入金を落としてきています。

山田委員

本当に日々御苦労されていると思いますが、そういったような前向きな態勢で、ぜひ本市でもこの財政対策の試みを完ぺきなまでにされて、この健全化計画が実行されますよう私も陰ながら頑張りますので、よろしく今後ともお願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時35分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

秋山委員

国民保護計画の市民への周知について

国民保護計画なのですけれども、これは地方自治体の義務として策定のみで、今後の予定、市民に周知とか、そういう部分ではどうなのですか。

(総務)白澤主幹

国民保護計画の市民への周知ということでございますけれども、基本的にこの国民保護にかかわる周知については、国が主たる義務として行うということになっておりますけれども、今まで新聞に政府の公告という形で一回だけ出したのは見たことがありますけれども、それ以外はあまり出ていないようです。ただ、今年度について全国の市町村が策定しているわけですから、これから啓発ということについて取組がなされるものというふうには思っておりますけれども、具体的に国の方でパンフレットを作成したり、あるいはホームページ、インターネットといったものを通じて、機会あるごとに恐らく周知していかなければならないというふうにはなっておりますけれども、まだ具体的な方向とか時期とか、そういったものについては示されてはおりません。

秋山委員

先ほど共産党の菊地委員もおっしゃっていましたが、これが活用されるということのない世界というのは、本当に今の状況では考えられないのですけれども、中身を見ましたら、学校教育の中で防災に関連してこういう教育をするとかという部分とか、サイレンで市民に周知するとあるのですけれども、絶対ないとは思いますが、突然サイレンが鳴ったら困るだろうとか、国民保護計画とはこういうものですよというぐらいはある程度市民に知らせる必要性というのは、どうなのかというふうに感じますが、いかがですか。

(総務)白澤主幹

小樽市域においても、すぐというわけにはいきませんが、保護計画の概要については、当然広報でも知らせていかなければならないというふうには思っておりますし、現在もホームページには載せているのですけれども、もう少しわかりやすいような形で、広報おたるにも載せていかなければならないというふうには思っています。

ただ、先ほども話したとおり、具体的に今、紙類、パンフレットを含めて、そういうようなものがどういう形で

これから国・道からおりてくるのか、そんなものを活用しながら、住民が集まるようなそういったところにおいて、この国民保護の仕組みというのを、日ごろから、これから啓発に取り組んでいかなければならない、このようには考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

財政再建推進プラン実施計画について

財政再建推進プラン実施計画が今日示されました。内容についてはもう予算特別委員会等でいろいろ聞いて、財政部長の方からは命がけでこれをしなければならぬと何回も聞いています。いかがですか、これは北海道に提出するための試算ですが、もし平成19年度に当該年度の分が達成しない場合は、また見直すということはあり得るのですか。

(財政) 財政課長

今回示したその計画につきましては、今考えられることの中でつくってございます。

それで、先ほど財政部長の方からもありましたように、歳入の方で言えば、交付税を一つとってみても、はっきりいいますと今後の状況というか、国等でのそういう部分がまだ示されておりません。そういう中で増えることがないだろうということで、1パーセントではありますけれども、毎年落ちていっている。さらには国勢調査の年の翌年の数値が使われるということで、その部分では3パーセントとしております。そういう状況の中で、現在考えられる部分で計画を立ててございます。

今、上野委員から御指摘の計画が達成されなかった場合ですが、私としては考えたくはないのですが、そういう状況になりますと、それに対する財源はどの程度必要なのか。そういう部分を見ながら、再度計画の変更というのが、そういうときにはあるであろうということでございます。

上野委員

起債でも借りなければならぬという、もう瀬戸際に来ているプランだと思います。何回も言うのは嫌ですので、このプランが計画どおり推進することを念じております。

広報誌の業務委託について

私は予算特別委員会で広報おたるで民間と一緒に協働でやるとか、また民間ベースでやるとか、全道でそういうことがあることを知らないで、こういうことはどうですかと、偶然、質問をしたのです。やはり行政でやっている、行政の見方の広報ができてしまう、これは当たり前だと思います。ですから、民間と協働で広報をつくる。それによって他の市町村においては、業務委託費を支払ってでもコスト削減につながっているというふうに新聞報道にございましたけれども、今後、小樽市も広報につきまして、以前にも検討したことがあるかということも含めて、答弁願います。

(総務) 広報広聴課長

広報誌の業務委託について、本日、北海道新聞の小樽後志版に記事が載ったわけなのですが、喜茂別町の事例として、今年4月から広報きもべつを地元の商工会に取材・編集ともに委託するという記事でありました。委員からの御質問につきましては、業務委託だけではなく、広報の編集に市民の意見なり考えなりを取り入れたらどうかということで説明させていただいたのですが、私どもの方も、今日のこの報道につきまして、喜茂別町、また記事の中で触れられています後志に確認しましたところ、専らこれについては経費削減ということが主だということで伺いました。この記事の中で1,100万円程度の経費削減につながったということの中身を伺ったら、これは職員2人の人件費分だということでした。

経費の節減ということでの効果もあるかと思うのですが、今後小樽市の広報におきましても、委員がおっしゃる市民が参加するという点での視点が、私どもで平成15年4月に広報誌をリニューアルした際に、市民からの声をおしゃべり広場に載せたり、各種の市民の叱咤激励を聞いてつくったつもりでございますが、私どもは、広聴業務も担当しており常に市民の声を聞く部署でもありますので、広報広聴両面ということで、今後とも市民の意見を常に聞きながら反映させていきたいと思っております。

上野委員

小樽市の広報は大変全国的にも有名な、過去には全国的にも北海道でもいろいろな優秀な広報として評価されたということが20年前、30年前にある、本当に歴史ある広報でございますので、ぜひ今広報広聴課長が言ったように、これは課長だけで決められませんけれども、やはり広報においては、民間も入れて、お金のことももちろんでございますけれども、市長はいつも広報に載せていると言いますが、これは役所が書いている広報でございますので、民間の反映した広報を早く部内で作成準備にかかるようお願いいたします。これに対しては答弁はよろしいです。

自民党調査団の視察について

次、教育問題において質問いたします。

何日前でしたか、中央の方から小樽に視察に来たというか、調べに来たというか、どういう理由で来たかというのと、どのような形でそれを受けたのかということをお願いいたします。

(教育)総務管理課長

先月2月28日に、自由民主党組織本部長の宮路和明衆議院議員の方から、懇談会の開催と御協力をお願いということで、いじめ問題等の新聞報道を受けて、それらのことについて直接現場の小樽市の声を聞きたいということでの懇談の申入れがありましたので、それを受けたものでございます。

上野委員

内容的にはどういう懇談を行ったかということがわかれば教えてください。

(教育)指導室寺澤主幹

いじめの調査に関して、教育委員会や学校がどう対応したのかという、そのような御質問を受けました。

上野委員

それだけですか。それだけの懇談だったのですか。私も新聞報道しか存じていませんので、ただそれだけのことだったのですか。

(教育)指導室長

今、寺澤主幹の方から話しました一つの例ということで、いじめに関する実態調査にかかわった教育委員会や学校での対応とか、それから小樽市が独自に行いました学習到達度調査にかかわって、これまでの教育委員会の姿勢、それにかかわったの実施対応等々で、詳細にわたって意見の交換等々を進めたということでございまして、そのほか職員団体の種々の取組などについても、お話の中で調査団の方からは出ていたというふうに記憶してございます。

上野委員

それについて、今回、懇談を行った結果、私見でよろしいですので、どういうふう感じたか、今後どういうふうに生かされていくのか、生かされないのか、いろいろな見方がありますので、教育長、お願いいたします。

教育長

私の方から10分ほど冒頭に説明とごあいさつをさせていただきました。その中でまとめて言いますと、正すものは正していきたいということを言わせていただきましたので、もう一つは、道教委の方からいろいろな文書が出るのですが、その内容について協力とか依頼とか、そういう形の文書で、それを踏まえると教育委員会の対応も、そ

れに合わせるような対応になりますので、き然とした文書をお願いしたいという道教委への希望も込めて話をさせてもらったところでございます。

上野委員

私が何でこの質問をしたかという、小樽はやはり組合のこととか、教員の日ごろの考え方、大変難しいところなのです。今回も、こうなると政治関与みたく感じてしまうのです。教育に政治が関与したというふうに見られてしまうのです。そこでまた摩擦が起きるのではないかというような、これは私の危ぐでございませけれども、それに関してはいかがですか。

(教育) 指導室長

今回、懇談という形でお越しをいただいたわけですが、私どもとしては、教育長からの冒頭のごあいさつで申し上げましたとおり、小樽版の学校教育改革を推進しているということですから、教育長の方からもそれを今後も推進していきたいということで話をさせていただいたところでございまして、多方面の方々に、小樽の教育にかかわって御心配をいただいているところでございますので、そのことを十分重く受け止めながら、このあおばとプランの確実なる推進ということに努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

上野委員

小樽は、過去には国の方から調査というか実例もございませ。もちろん改善されるところは改善できますけれども、やはりこの問題、じっくり組合の方とも教職員の人もとも教育委員会が本当にひざをつき合わせて、これは情に訴えないとどうしようもないです、形でやったって。何か犯罪を起こした場合は警察が来てできますけれども、もうここまで来てしまったら、情に訴えていく、これは大変なことだと思います。時間がかかりますけれども、それもやはり試行錯誤の中に入れていく。

ですから、私は今回のことに対してはいいとか悪いとかうんぬんを言いませんけれども、これがプラスになったという認識はあまり持っていません。ですから、そういうことがあったことに対しては私も理解いたしますので、今後ともこれについて十二分に切さたく磨していただきたいと思います。答弁はよろしいです。

学校適正配置について

次に、学校適正配置ですが、適正配置といっても、何の適正なのかというのがもう本当に市民はわかりません。議会ではわかります。我々も議員の初めのときはわかりませんでしたから、何の適正配置か。これは人数とかいろいろなものがあります。これはいいです。適正配置と言葉を使っていますけれども、これはもうはっきり言ったら学校を一つなくして、ほかの学校に統合しようという統廃合なのです。結果的にはそれをやっているのです。

それで、今回病院の44億円の問題、いろいろ形でもう平成18年度末まで来てしまったのです。このスタートがやはり学校適正配置のいろいろな問題から、こういうふうになってきたと、私は教育には責任があると言っていますけれども、やはり若干のいろいろな指摘されたこともあると思うのです。なぜ今ごろ言うのだと言われるけれども、今回この定例会が最後ですので一言だけ、今後もう何年もかけてなんていうことは、これだけやったのですから、早くスパンを決めて、そうすると財政のためにも協力する。はっきり言って、学校がなくなるというのは、子供たちはどこかへ行って勉強するのですから、それに土地があく。これは財政でも大変喜ぶと思うのです、はっきり言って。これは小樽市の土地でしょう。そういうことも含めて、これは何年かけても、いろいろな問題がございませけれども、これから何年ぐらいでこれをやる予定ですか。基本的にはできていますけれども、どうですか。

(教育) 山村主幹

上野委員から、以前も学校適正配置という言葉遣いそのものについての御意見もちょうだいしてございます。教育委員会といたしましては、まず学校の統廃合ありきというような形ではなく、学校の規模、それから配置、そのあり方について、今市民を含めた小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会で御審議をいただいているところであります。教育委員会といたしましては検討委員会の答申を得て、できるだけ速やかに適正配置計画案を作成い

たしまして、それをまた広く市民から意見をちょうだいいたしまして、計画に結びつけたいということでございます。

ただ、最終的にどういう姿になるかという落ちつきの年次については、現在、具体的な年度についてはまだ示す段階ではございませんので、その辺のところは御了解をいただきたいと思えます。

上野委員

私はそこが一番欠けているのではないかと。もう議論は前回である程度尽くされているのです。ですから、今になってまた年度がわからないと、これから検討するという、もう私はそういう時期は終わっているのではないかと。市民はそのくらい理解していますよ。ですから、もう平成19年度当初でもいいから、いつまでやりますということもきちんとしてないと、また急にやったら市民も安心できません。

ですから、やはりやるのだったら早目に提示して、今まで十二分とはいいませんけれども、結構小樽市内で議論しましたので、まだ決まっていないということは、教育委員会の足並みというか、やり方が遅いのではないかと。教育というのは大体思ってから10年かかるというふうに言われていますけれども、どうですか。

教育長

落ちつくところは決まっていらないのですが、既に議員の皆さんには示しているところでございますが、平成22年度から動き出すという下に、今いろいろな計画をつくろうとしているところでございますが、何度も話しましたように、今、小樽の財政と、それから耐震度の結果とか、かなりの費用を要するとか、もろもろのことがございますので、ゴールは定まらないのですが、動き出すのは一応私どもとしては平成22年度からということでございますので、そのところは御理解いただければと思っております。

上野委員

そのように、平成22年度とか21年度とか、そういう年度もやはり市民に示していかないと、また同じことを繰り返すのです。また急にやったのではないかととなりますので、ぜひそういう計画があるならあったなりに、予備段階でもいいから示していくことをお願いいたします。

道徳の授業への人材の活用について

それから、横田委員の関連の質問ですけれども、この道徳の問題、私も何回か質問しています。しかし、横田委員は、私が議員になる前からこれに使命感を感じて、何回もその問題を質問しています。私も聞いていて、質問しました。答えはいつも同じなのです。これからも同じだと思います。はっきり言いまして、これはできません。できない教員が道徳をやったってできませんから。いくら研修を受けに来て、やる気のある人が研修を受ければ成果が上がりますけれども、やる気のない人が研修を受けたって、私はそういうふうに感じます。

先ほど小学1年生は34時間、小学2年生以上が35時間ですね。これは教員だけが学校で教える場でないと思う。道徳というのは基本的には人づくりなのです、人間づくり。前にも言っています、命の問題、心の問題、はっきり言って今の教員にそれを授業で1時間持てといたって、話せる教員もいるけれども、いろいろな場面で話せないです。

民間からその時間を雇用してできないですか。教育界にはそういう手法があるのです。いかがですか。

(教育)指導室長

基本的には教壇に立つことができる者は、教員免許を有した者という法の定めもございますし、また道徳の時間につきましても、名称としては全国共通で道徳の時間と明示しているということで、小樽市でもそういう形で指導をしてございますが、ただ教員がいて、サブティーチャーといいますが、そういう形で地域の方においでいただいております。お話をいただくというのは、実は小樽市でも取り組んでおります。これをもう少し厚くしていくということは、今、委員の御指摘を伺いながら、これについて推進していかなければならないと思っておりますし、特にあおばとプランでも、地域の題材や人材を活用した道徳の時間の充実を挙げてございますので、この具体的な取組を次年

度に具体化していきたいと思っております。そういう中でいろいろな方々の御意見、アイデアを受けて厚くしていきたいというふうに思っております。

上野委員

小樽市内で教員免許を持った人は実はたくさんいるのです。私も僧りよでございます。残念ながらすぐ寺に行きましたけれども、例えばうちの息子とか、ほかの宗教的な教員免許を持った人、また教員免許を持っていろいろな会社へ勤めている、そういう方がたくさんいるのです。ですから、教員免許を持たなければいけないというのなら、発掘すればいくらでもいるはずなのです。そういうことも含めてやはりこれを早くやらないと、いくら質問しても答えは同じです。

それからもう一点、先ほど横田委員の質問のやりとりで、道徳と言って道徳をやっていないでしょう、はっきり言って。そういうことをやっているのだから、私は心の問題とか人生の問題とか、そういうことを小学 1 年生なら 1 年生の話、小学 5 年生なら 5 年生の話、そういうことを公教育にもきちんと取り入れていただきたいです。

私見ですけれども、私は宗教の大学を出ました。一般の民間学校の子供たちは小学校や幼稚園でもイチョウとかハトとか、宗教教育をやっているのです。公教育には宗教を取り入れたらだめだときっとなっていると思います、それはちょっとわかりませんが、やはりそういう手法を、宗教とは言いませんが、心の問題とか命の問題とか、早急にこれはすぐ取り組めると思うのです。校長に相談しなくても、教育委員会は任命権を持っていますので、どうですか。

(教育) 指導室長

先ほどの答弁で言葉が足りなかったので、さらに補いさせていただこうと思いますが、地域の方々にお手伝いをいただくという意味では、免許がなくても大丈夫です。つまりメインとして担任の教員がきちんといるということが前提の上で、一緒にお話をさせていただくという意味ですので、免許がなくてもいいということで、まず御理解をいただければと思います。ただ、免許のある者がそばにいなければだめだということでございます。

そういう意味で言いますと、今、委員から御提案をいただいた内容であります、繰り返しになるかもしれませんが、地域の人材ということでは、あまた小樽にはさまざまな経験を有した方々がいますし、またそのことでお話を伺ったり、それから実際出向いてお話を聞いているという取組もございますので、そういう意味で命のことや、それから生きていくということでの悩みや、そういうものも含めながら、そういう中で懸命に取り組んでいる身近な人々のお話を聞いて、考えていくということでの道徳の時間のあり方というのは、当然今求められておりますので、そのことについて次年度以降具体化をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

上野委員

命の問題ですから、これをやはり推進していかないと、道徳というから、何か戦前の天皇とか何か、そういうものに結びついてしまうのです、教育勅語とか。そうではなくて、やはり人づくりとか、心の問題とか、そういうものに道徳に括弧して、心でもいいから、そういうことに転換する。今、指導室長は次年度から取り組むと言いましたね。これははっきり教育長も今の指導室長の言葉に対して保証してくれますか。

教育長

道徳の時間につきましては法令で、定められているものですから、

(「それはよろしいです」と呼ぶ者あり)

ですから、私どもとしても、今のこういうような時世でございますので、やはり心の教育を含めて、各学校で行っていかねばならないものというふうには思っておりますので、これはきちんと指導してまいりたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木（勝）委員

人口対策について

先に人口対策について伺います。

小樽の人口は2000年で15万人を切ったということです。それが少しずつ減りながら、現在は14万人をキープしている。総合計画をつくったときは、16万人ということであったと思いますが、そのときの12年のいわゆる人口推計と伺いますか、これは2015年で13万人台に突入し、13万1,000人ぐらいの予想だと思いますけれども、速報値ということでも結構ですから、住民基本台帳を基にしていいですから、現在の小樽市の人口を教えてください。

（総務）企画政策室相庭主幹

住民基本台帳上の数字ですが、最新ということで押さえておりますのは、平成19年2月末現在となります。14万585人というふうになっております。

佐々木（勝）委員

どのぐらいのペースで減少しているのですか。

（総務）企画政策室相庭主幹

例えば平成18年1年間ですと、全体で2,146名の減というふうになっております。

佐々木（勝）委員

現在のいわゆる年少人口、高齢、老齢人口の構成について教えてください。

（総務）企画政策室相庭主幹

先ほど申しあげました平成19年2月末現在の数字に符合する形で申し上げますと、年少人口1万4,618人、割合にしますと10.4パーセント、生産年齢人口8万6,159人、61.3パーセント、老年人口3万9,808人、28.3パーセントというふうになっています。

佐々木（勝）委員

恐らく目標値である2015年には、老齢人口も35パーセントを超えるというふうに予想をしています。

自然増減、出生数と死亡数を原課の方に問い合わせましたら、まだ今集計中だということで、記載を印刷する段階になっていないのかと思ったのですけれども、これでいきますと、よく比較するときに、1日に生まれてくる人数、1日に亡くなる人数と、こういうようなことで表示されていたケースがあるのですけれども、この数値はわかりましたか。

（総務）企画政策室相庭主幹

正式な統計数値、統計上の数値はその報告に譲るといたしまして、昨年暦年1年間での数字、これは私どもが割り返した数字ということになりますが、出生では810人でしたので、単純に365日で割り返しますと2.2人、死亡は1,670人、単純に割り返しますと4.6人というふうになるかと思います。

佐々木（勝）委員

この自然増減というのは、これはどうしても避けられないは事象だと思いますので、全国的にそういう傾向というのは、少子化と高齢化というのは進むだろうから。

そこで、転入と転出、社会的な増減、ここのところについては小樽市の状況は出ていますか。

（総務）企画政策室相庭主幹

昨年1年間、暦年で申し上げますと、転入につきましては4,123人、転出につきましては5,502人。そして、社会増減となりますと、職権にこの増減が入りますので、社会増減は全体としては合いませんけれども、転入転出は今申し上げた数字になります。

佐々木（勝）委員

その変化なのだけれども、転入より転出の方が多いという、私もデータをひっくり返して見るのですけれども、意外と転入の数も増えているように見受けられました。それから、転出もそれに並行しながらいくのですけれども、この辺のところの部分を考えて、自然増減のところは、これは転入、転出の関係をやはりもう一回しっかりと見直して、対策を講じる必要があるかということでお聞きしますが、庁内に人口対策会議を設置しましたね。平成17年度に行った内容と平成18年度に対策会議をした内容について伺います。

（総務）企画政策室相庭主幹

人口対策会議、昨日お話がありましたとおり平成17年度から設置してございまして、平成17年度につきましては、事前の打合せも含めまして6回開催しております。それから、平成18年度に入りましてから2回実施しております。その中では、これまでの人口の動向について、今年度に入りましてから、それに対してどういった対策がとれるかということを含めまして、中間的な取りまとめを行ったところでございます。

佐々木（勝）委員

中間取りまとめですけれども、その概要について。

（総務）企画政策室相庭主幹

人口増減の分析につきましては、これまで申し上げてきた部分でございます。その中で、また取り組むべき人口の対策ということですが、中間取りまとめの中では、五つの柱を立てまして、働きやすいまち、二つ目に産み育てやすいまち、三つ目に住みやすいまち、四つ目に暮らしやすいまち、五つ目に訪ねたいまち、交流したいまちという柱を立てまして、そういった観点から取り組むべき施策ができないかということで、構成のメンバー、それから各担当課といったところに、施策について検討していただきたいということで打合せを行ったところです。

佐々木（勝）委員

恐らく総合計画をつくる段階のときには、人口設定の問題も出てくるのだろうというふうに思っています。今、取り組む内容について5項目が挙がりましたけれども、その積極的な施策といいますが、これについてはどうですか。

（総務）企画政策室長

今、担当主幹の方から人口対策ということで、五つの柱ということで申し上げました。実はこれは対策会議をやったからできたということではなくて、人口問題、小樽市としては長年の課題でありますし、いろいろな取組をしてきたところであります。ただ、その中で、今年度予算の中でも、社会的な増減ということからいたしますと、どうしてもやはり働く場、雇用確保というのが大きな問題になりますし、そのためには産業振興ということが出てくるわけです。そういった意味では、今年度予算の中でも、例えば企業誘致をやはりもう一步踏み込んでやっていこう、あるいは空洞化が叫ばれている中心市街地に対しても、定住政策といいますが、そういった部分を含めて駅前第3ビルの再開発事業、そういった部分を地道に取り組んでいかなければならぬだろうというふうに思っております。

そのほか出生数の問題、出生率の問題もありますので、子育て支援対策ということでも、保育所の定員拡大や子育て支援施策をそれぞれ打っているところでありますし、ただもう一つ視点として持たなければならないのは、全国的にももう人口減少社会に突入しているという中で、人口増というのをうたい文句としては言えるわけですが、現実の問題としては極めて厳しい課題だろうというふうな現状からいたしますと、単に住んでいる人口を増やすということだけではなくて、交流人口を増やしている。御承知のとおり、小樽市は年間750万人もの観光客が来ていただいているまちですから、そういった視点からも、産業振興も含めての人口問題、交流人口というものも考えていかなければならぬだろう、施策を取り組んでいかなければならぬだろうというふうな観点での展開をしていかなければならぬというふうに思っております。

佐々木（勝）委員

決算カードについて

公債費負担適正化計画の実質公債費比率の積算の部分で伺います。私に関心を持つのは、予算書を見るときになかなか予想されているところがあるのです。それで決算カードというのがありますね。これは義務づけられているのですか。

（財政）財政課長

決算カードですが、確かに小樽市もつくってございます。それで、各市町村から選出されたものを北海道の方でまとめまして、最終的に一冊の本にしてございます。それで、どうやって作成しているかといいますと、各市町村から地方財政状況ということで、通称「決算統計」とっております。普通会計です。それを総務省に報告しまして、総務省の方で電算処理をしまして、各市町村ごとの決算カードをつくって送られてきていると認識しております。

そうなりますと、なかなか決算カードというのは、その当該年度の決算の中身がわかるのが非常に遅くなります。それで、各市町村、小樽市もそうなのですが、決算の数字が出ましたら、毎年所定というか、決めました様式の中に落として、他市町村の比較とか、自分のところの財政分析をしてございます。

先ほど言いました総務省の方でつくっている決算カードと我々でつくっている決算カード、その内容ですが、多少うちでつくっている決算カードの中身の方が、いろいろなものが入っているというふうに認識してございます。

佐々木（勝）委員

それで、その決算カードから、いわゆるそのまちの財政規模とか、それから公債費比率とか、借金の状態とか、これらがきつと明確になるところがあるというふうに思っているのです。ここで言う平成17年度は決算、平成19年度は予算となるのですか。それから、平成20年度以降は見込みと、こういう数字で財政再建推進プランを策定しているということですね。

それで、今、実質公債費比率がにわかに問題になっていますけれども、以前には、いわゆる起債の制限がありますね。実際に小樽市の起債制限比率というのは、クリアしているというか、問題ないのですか。

（財政）財政課長

今、委員からありました起債制限比率、その財政指標は現在も残っています。平成18年度以降に地方債制度、要は起債制度が許可制から協議制に移る段階で、起債制限比率となりますと、普通会計の中、先ほども説明させていただいたのですが、一般会計と小樽市であれば住宅事業特別会計、土地取得事業会計、産業廃棄物処分事業特別会計ですか、それらをあわせて普通会計としております。その中で端的に言いますと、借金の比率がどうなっているかというのを表したのが起債制限比率でございます。それが平成18年度以降、それに病院事業会計など公営企業の部分、それから北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理の部分、それらに対する元利償還金も含めまして実質公債費比率ということで、国の方で今年度から新たな財政指標として設けてございます。

それで、もう少し説明させていただくと、18パーセントという率に線引きはされております。それにつきまして、従前の起債制限比率が、たしか14パーセントで一定の線引きというか、それを超えたら、今と同じ名称なのですが、公債費負担適正化計画をつくって、これを起債制限比率も下げるような計画をつくりなさいということで、昨年度までありました。それが今回実質公債費比率を導入されたことによって、この4パーセントの差というのは、一応国の考えでは、病院事業会計や水道事業会計、そういう公営企業の部分に係る元利償還金、それから先ほども言いましたように、ごみ処理施設、小樽市は広域連合でやっています。こういう一部事務組合でやっている経費で元利償還金を普通会計が出している分、ごみ処理の広域組合では負担金を出しておりますし、病院事業会計や水道事業会計に対しては繰出金という形。それらを含めると、約4パーセント上がったというか、私も道にいたときに、その線引きをどうするのかとありましたとき、事前に一回調査がございまして、これらを含めるとどうなるか

という調査がございました。それで、その調査をして、最終的に総務部長の方で4パーセント上がったということで、18パーセントで線を引いたというふうに認識しております。

佐々木（勝）委員

ですから、小樽市の平成17年度の数字を見ますと19.2ですか。全道で比べるとどのぐらいになりますか。

（財政）財政課長

全道で比べますと、道の方で昨年12月13日ですか、平成17年度決算の概要ということで公表されました。この中で実質公債費比率が載ってましたので、委員からありましたように小樽市は19.2で、道内35市の中では12番目の数字となっております。

ちなみに一番悪いところは、よく新聞で載ってございます歌志内市が、その比率が40.6という形になってございます。

佐々木（勝）委員

それで、もう一つは、小樽市は借金をたくさんしているのに、また借金をするのかと、こういうお話があります。その市が持っている地方債を1人当たりで計算して比較するという方法もあるのではないかというふうに思うのですけれども、この辺のところについては、小樽市はどうですか。

（財政）財政課長

これにつきましても、先ほど道が公表した資料の中に地方債が載ってございます。道が公表しているのは、先ほどもありましたけれども、普通会計ベースでの地方債の額が載ってございます。それをこの当該年度の3月31日現在の住民基本台帳の人口で割った数字でございますが、小樽市の場合は1人当たり49万1,000円ですか。それを全道35市の中で比較しますと、28番目、要は1人あたりの額の多い方からいって、35市の中で28番目になっています。

佐々木（勝）委員

だから、その辺のところを含めながら計画をつくって行って、今回、一般会計の財政健全化計画で努力した分はどこなのか。

（財政）財政課長

大前提として当該平成18年度を含めて7か年で累積赤字を消しなさいということがございまして、その中では道の方から言われているのは、当然ある程度実態に合わせたものでつくりなさいということで、先ほどから言っております地方交付税についても、今後は増えることはないだろうということで、財政再建推進プランの方では増額をずっと見ていたのですけれども、1パーセント減少するという目で見てございます。

そうなりますと、歳入が減って、そうしたら歳出でどこで努力をしていくのかということになるわけなのですけれども、今回の計画を見ていただければ、要は義務的経費と言われております人件費、扶助費、公債費、この中で扶助費については、今の状況からいったら増えていくだろうというのがある程度見込めますし、見込んでございます。それから、公債費につきましては、最終年度の平成24年度ぐらいまで行きますと、今の額からかなり落ちるような形になっています。そういう中で、あと手をつけるとすれば、確かに人件費とか、あと内部経費でいいますと、大きい枠の繰出金の上の物品費とか、あるいは内部の行政管理経費、そういうところに手をつけざるを得ません。普通建設事業費におきましても、今考えられる事業とか、計画期間3年とか、ある事業については、今やっているものは見込んでございます。あと最低限、毎年やっております市道整備とか、そういうものを一定の額でずっと見てございます。

ですから、努力した分というか、7年という制約の中で実際手をつけているというのは、人件費とか、内部管理経費、そういう部分で歳出の方は節減といいますか、努力分といいますか、そういう部分で計画は見込んでございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、先ほどのお話で出ていたのですけれども、決算、予算、それから見込みという形で組み立てられていますね。そういう中で、当然変化に応じた見直しが必要になってくるのだろうが、その場合、考えられる見直しの要因については、どういうことが言えますか。

（財政）財政課長

今、考えられる要因というか、見込みの立つ部分については、これは最大限見込んだつもりであります。一つ言えるのは、地方交付税をとってみましても、先ほどありましたように、国から配分をいただく分なので、政策の中身によっては変わるということもあるでしょうし、小樽市の場合、平成16年度に地方交付税というのが大幅に削減されたということもございます。その後につきましては、国の動向等もでございます。それから、歳出の方について言えば、昨年度あった雪の問題というか、大雪になると当然除雪経費なんかも出てくるでしょうし、今、そういうものが考えられるというか、あとこういことを言いたくないのですけれども、雪も災害の一部というように考えられておりますけれども、災害等があれば、当然そういう経費というものがやはり出てくるのではないかと。そうなりますと待たなしにやらなければならないということになりまして、収支の方に大幅に影響が出るのであれば、その時点で当然見直さなければならないというものはあるのかということでございます。

佐々木（勝）委員

それで、いろいろと数字のところ、平成23年度、24年度、学校の関係とか、今、プールの問題もいろいろ出ています。その間の見通しの中では、そういう問題には手をつけないということなのですか。

財政部長

先ほど答弁しましたとおり、今後の問題として、総合計画の中での議論とか、そういうことがございます、計画がいつの段階で終わって、そしていつから始まるのかということも物によってあります。ですから、そういったものの中にも、その中身は見えておりませんが、今の一定程度の指数の中でおさまるといような形で何とかやっていけるとか、そういう目鼻がつけば、もちろんそのことのやはり緊急性、重大性、そういった優先順位をはかって、それを判断基準として取り組むべきものは取り組むということは、一定程度の判断としてなされるのではないかとはいふには思います。

佐々木（勝）委員

この計画で今道と協議しているのですか、協議が終わったのですか。

（財政）財政課長

この計画といいますが、示しているのは一般会計分なのですが、普通会計ベースに置きかえて、近々道の方に提出する予定にしております。なおかつ説明に来いというふうにも言われてございまして、その辺の日程等もございまして、近々提出するというところでございます。

佐々木（勝）委員

総合的な学習について

この間、教育長の方からも御答弁をもらったのですけれども、どうもこれからの教育改革においては、ゆとり教育の見直し、そういうふうに向かっているというお話で、そういうことで私もこの問題を取り上げた趣旨というのは、学校5日制とゆとり教育というのは、明治以降6日制をとってきた、それを5日制に変える大きな力というふうに思っているのですけれども、この学校5日制とゆとり教育の教育長の現状認識というようなところを聞かせてもらいたいと思います。

（教育）指導室長

教育再生会議の中でゆとり教育という言葉はもう一定の市民権を得てしまったという感じが強いのですが、実は平成8年7月、中央教育審議会が現行のこの21世紀の学校教育のあり方について答申を出したわけですが、この中で

完全学校週 5 日制などを示しましたが、その中では、このゆとりのある教育というのは、これは例えばつまずいたり、いろいろ試行錯誤したりしながら、十分自分の考えを煮詰めて、見だし、学んでいくという意味でのゆとりでございまして、こういう観点で提言をされたところでありますが、若干現行の各学校における取組の中では、子供の主体性を尊重するあまりに、子供たちに最初から考えさせる。当然教えるべきことがあるはずなのです。基礎的なことにつきましては、当然教員がきちんと教えなければいけないのですが、そういう意味で指導方法等での課題があったのではないかと考えてございます。

基本的な考え方としては、学校における指導のあり方としては、平成 8 年に打ち出したゆとりのある教育という理念や考え方には、それは今も大事にしていかなければならないのではないかとと思いますが、方法については十分見直していかなければならないのではないかとというふうにとらえております。

佐々木（勝）委員

だから、学校完全週 5 日制になった。その前には、週休週 2 日制をとって、私もこの問題を取り上げたときは、やはり学校を 5 日にすることによって、家庭にも、それから社会にも、子育てにかかわる部分については、しっかりと三つが組み合わさった中で築き上げていく。その連続的な改革のきっかけが学校週 5 日制にすることによって発展していくのだというふうに、私は理解をしていたところなのです。

だから、そういうあたりのところをしっかりとらえ直す必要がある。その部分が学校の部分から家庭教育、社会教育といえますか、社会との連携というか、そういうところが不十分な状態だったのかというふうに思っているのですけれども、先ほど言いましたように、これが、本当にゆとりというところだということでないと思うのです。だから、今まである詰め込み教育からゆとりのある教育、これは行き届いた教育ができる環境というか、そういう面で考えた中で、総合的学習が目玉になっていますが、総合的学習は、この 5 日制の取組みの中でどう取り組まれているのか、各学校における総合的学習が縮小されているのか、それとも、この活動を発展させ、相当に頑張っているのか。

（教育）指導室長

基本的に学校完全週 5 日制が総合的な学習の時間ではございまして、みずから学び、みずから考え、判断し、行動していく力、つまり生きる力を培っていくという意味で、総合的な学習の時間が位置づけられているというふうに私どもはとらえてございます。完全学校週 5 日制があるから、総合的な学習の時間ではございまして、みずから学ぶと、そういう意味でこの総合的な学習の時間が位置づけられると考えてございます。

この取組につきましては、それぞれの学校に教科書がございませんものですから、任されているところがあります。ということは、これは「教師力」によるところが大きいのです。そういうところでいきますと、試行錯誤というのはやはりあったと思います。そういう中で、小樽の中で地域を素材とした学習活動が展開され、昨年 11 月にはそれを地域の皆さんにも運河プラザで見ていただく、そういう取組もしてございますが、まだ内容の充実、発展というのは課題があるというふうに認識してございますので、内容的なもので地域の方々のお力もかりながら、充実させていかなければならないものととらえております。

佐々木（勝）委員

そういうことで総合的な学習を発展、そしてさらに充実させるということでは、先ほど話があった地域の力をかりるということなんかも考えていけるところがある。そういう面で総合的に道徳教育だけを特化するということではなくて、そういう面で考えれば、総合力、地域の力もかりたいと、こういうことを求めたいと思います。

スキー学習について

それから、先ほどスキー学習の話が出たのですけれども、教科時数の関係を確保するために、どうしてもこういう体育的な行事とか、特別活動とか、こういうところの時間に制限があってできなくなるというか、時間数が減るという、この小樽のスキー学習についての現状はどうなっているのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

先ほども小前委員の御質問にあったスキー学習について答弁したところですが、小樽市の環境を活用しまして、どの学校においてもスキー学習、また行事等で取り組んでございます。

佐々木(勝)委員

先ほど費用がかかるという話があった。前は朝里川温泉スキー場まで行って、クロスカントリーはあそこが受け入れになっていました。今、朝里川温泉スキー場の方は地域の限定客が行かなくて、天狗山に集中していると、そういう状況もありますけれども、できれば小樽の夏の水泳とスキー学習といいますが、スキーの取組が非常に伝統的なこともあるし、小樽の財産だというふうに思うところです。

総合型地域スポーツクラブについて

それに関連して、総合型地域スポーツクラブについて質問したいのですけれども、この立ち上げを含めて着手していくということがありますけれども、しかしその中の引き金として、ニュースポーツを積極的に取り組んでいったらどうかということで質問した経緯があります。どの世界でもそうですけれども、いろいろなスポーツ、オフィシャルスポーツも含めて、小樽は全道の発祥の地的な役割を持っているということで受け止めておりますので、一般質問の延長になりますけれども、ニュースポーツについての受止め、どう取り組んでいるかについて教えてください。

(教育) 上杉主幹

ニュースポーツという観点から答弁申し上げますが、現在、道内でニュースポーツという種目が大体90種目以上ございます。その中で大きく発展したり、発展しないという種目もございます。小樽では今まで実施したニュースポーツという観点から見ますと、例えばパークゴルフ、ミニバレー、スポーツテニス等を実施してございます。今後、地域スポーツの振興という観点から、ニュースポーツとして普及に取り組むべく考えてございます種目は、一般のゴルフを子供用に考案したスナッグゴルフという新しい種目がございますが、それとカーリングを室内用にした種目でございますフロアカーリングという種目、これを今後振興していきたいというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

小樽らしいニュースポーツといえは、この間かんじきドッジボールの話が出ました。これは場所の部分があるだけということで、からまつ公園に移して、休止から少し発展的な取組をしようと、こういうことで話はもらっているのですけれども、この今までの中で、現実に社会体育の方でやっていた例えばグラウンドゴルフがあります。こういうたぐいのものというのは、今でも指導に行ったり、取り組んだりしているのですか。

(教育) 上杉主幹

グラウンドゴルフでございますが、既に協会という形ででき上がっておりまして、年に数回ですか、市の公園グラウンドを利用して活動してございます。また、その他で町会等から希望がありまして、用具の貸出し等も実施してございます。

佐々木(勝)委員

総合型地域スポーツクラブについては着手すると、プランをつくっていくということですが、先ほど言った90種類があるわけですから、できれば小樽市もそのサミットの中にひとつニュースポーツサミットが開かれるぐらいの体制ができればと、そういうふうに思います。これからここに力を入れていきたいというふうに思っております。

消防について

今年になって、火事が頻発しています。それで、昨年度の数字はわかりますけれども、傾向といいますが、火災件数を教えてください。

(消防) 予防課長

昨年の火災の発生状況でございますけれども、平成18年度、74件の火災が発生しております。17年度の95件から比較しますと、21件の減少というふうになってございます。

焼死者は7名ということで、これは一昨年と同数になっております。

火災原因につきましては、やはり放火、放火の疑い、これが一番多くて17件という形になって、次いでコンロが原因の火災が13件になっております。

佐々木(勝)委員

消防の仕事というと消火活動に当たると、こういうことが中心課題と承知しておりますけれども、これからの部分で言えば、消防の果たす役割と承知しておりますか、これは火災予防の関係も大きな力になるのではないかと承知しております。

それで、今後の課題というふうになるかどうかと思うのですが、現状を踏まえた中で火災の原因も含めて、今後、消防として総括をして力を入れる、その辺のところの考え方を聞かせてください。

(消防) 予防課長

今後の課題という、消防本部としては、やはり火災を限りなくゼロに近づけるというのが本来の仕事であります。ただ、人が生活している中においては、火災がなくなるというのが現状でございます。そのために私どもがいるわけなのですけれども、火災原因から、昨年からちょっと想定いたしますと、やはり先ほど言ったコンロの火災が多かったということで、やはり不注意火災が非常に多いというような状況でございます。これは一般の市民の方に十分注意していただくという形でございますので、予防面からも強く推し進めていきたいと思っております。

さらに焼死者につきましても、やはり逃げ遅れという部分がございます。これは消防本部で何回も皆さんに話しているのですが、逃げ遅れを防止するための住宅火災警報器の設置の促進、これを重点的にやっていくことによって、さらに焼死者の減少、さらには火災の減少につながるという形で、今後も推し進めていきたいというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

その火災の警報器の説明会を全市的に展開しながら、現在は普及活動に努めているという現状はどのようなのですか。

(消防) 予防課長

まだ各一般家庭における普及率というのは調査しておりませんが、先般1月に火災があった関係で、町会とか、いろいろな部分で広報活動をしておりまして、焼死者事故の運動の中では、34の町会の1,700人近い方に説明をして、それで市民の方に相当周知されたのではないかと承知しておりますので、今後この状況などを調べてまいりたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

私の調べたときには、価格にすごく差があって、何千円台から何万円台というふうになって、恐らく説明の折には、そういう質問があったのではないかと承知しておりますけれども、価格については、どういうふうに分けていますか。

(消防) 予防課長

この住宅用火災警報器、前にも説明いたしましたけれども、いろいろなメーカーから、さらにいろいろな種類、音声だけのもの、又は警報音を鳴らすもの、今はまたガス漏れ警報器と連動しているものとか、さらに耳の聞こえない方はフラッシュでやるとか、いろいろな機種がございます。価格に幅があるというお話ですが、一概にもこれが正規の価格であるというの、消防の方としてはまだ決めかねる部分がございます。

ただ、今後の課題といたしましても、いろいろな種類があって、こういう価格であるということを、さらに講習会等で周知して、納得いただけるような形で一般の市民の方に広報活動をさせていただきたいというふうに思います。

佐々木（勝）委員

これからの消防計画の説明と取組方について、伺います。

（消防）総務課長

今、委員がおっしゃっていたのは、小樽市消防長期構想のことかと思えます。これは昨年の 5 月に消防の中で制定したものでございますが、これは今まで消防力の基準というものがございましたけれども、これが平成 17 年 6 月に消防力の整備指針というふうに名前を変えまして、また内容的にも変わったものでございます。これを踏まえまして予防面、警防面、すべての面におきます消防の体制ということで、この消防力の整備指針を踏まえ、さらに小樽の地理的な特性とか、小樽の現状といったものを十分に考慮した中で策定したものでございます。

これは平成 27 年度を一応目途といたしまして、今後の消防体制といいますが、車両資機材の高機能化、近代化、あるいは適正な組織体制、それから予防でいきますと予防要員とか、予防技術資格者といったものの配置といった総合的な計画でございます。

目標年度でございます平成 27 年度に向けまして取り組んでまいりまして、最終年度には本市に適合した内容の消防体制にしていきたいと、このように考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 50 分

再開 午後 5 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 41 号は否決、議案第 44 号は可決、新たに付託となりました陳情、継続審査中の陳情は採択の立場で簡単に討論をします。

国民保護計画の冒頭にも、世界の恒久平和の実現が小樽市民を含めて国民共通の願いであります。こういった計画こそ絵にかいたもちにしたいものです。そのために、非核港湾条例を制定して、平和な商業港としての位置づけをしていきたいと、この非核港湾条例案の可決を皆さんに訴えます。

財政再建推進プラン収支試算の見直しが出されましたが、大変厳しい内容です。地方財政の財源対策を国にしっかりと訴えていく必要があります。地方交付税がこの先も削減されることを前提としての計画は、あまりにも市民にとっても希望のない財政再建プランとして映るのではないのでしょうか。総合計画には、何としてもプールの建設を位置づけていきたいと、教育長からは力強い御答弁をいただきました。そういう市民の皆さんの要望にしっかりとこたえていきたいという方々を支援する立場からも、この市民から寄せられている陳情に、私たちはしっかりと採択をしながら後押しをしていきたい。新規事業の目玉をつくった方が、財政再建推進プランは目標を持った取り組みになるのではないかというふうに思います。

小樽市室内水泳プール条例を廃止する条例案ですが、現実になくなるということはわかりませんが、代替の新プールをきちんとつくっていく、そういう方向を見定めない中での廃止については、賛成するわけにはいかない。このことを申し添えて、詳しくは本会議で述べ、討論といたします。

委員長

平成会、上野委員。

上野委員

議案第44号小樽市非核港湾条例案につきまして、平成会といたしまして討論いたします。

平成会結成以来過去7回、この条例につきましては、いろいろ会派として討議を行いました。今回もいろいろ我々としても討議した結果、なかなか一致することができなく、大変私としても態度をはっきりできないことに対して残念と思いますが、今回も棄権とさせていただきます。棄権の態度は自席にて行います。詳しくは本会議で申し述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第44号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第41号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号、第382号ないし第1482号、第1485号ないし第2231号及び第2237号ないし第2419号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。